

第4章 基本施策の展開

1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策

(1) 地域包括ケアシステムの定着

ア 地域包括支援センターの対応力の向上

【事業概要】

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、保健・福祉の専門職が、関係機関と連携し、主に「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」「介護予防ケアマネジメント」の4つの業務を行っています。

現状・課題

《現状》

- 平成30年4月、市内を11地域に分け、全ての地域に3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）を配置した地域包括支援センターを設置するとともに、13区で3職種が配置されない9区においてはサテライトを設置（社会福祉士を配置）、地域における相談支援体制の強化を図りました。
- 令和2年4月、市内11か所の地域包括支援センターに社会福祉士等の専門職を加配するとともに、障害のある人やひきこもり、生活困窮者の相談対応を開始し、制度の狭間にある人や複合的な課題を抱える人を相談支援につなぐ体制を強化しました。

《課題》

- 複合的な課題への対応や、要支援者等の自立に資するケアマネジメント力など、地域包括支援センターの総合相談機能を向上させていく必要があります。



【取組の方向性】

- 高齢者等が抱える複合的な課題について関係機関と連携しながら解決していくことができるよう、研修等を通して地域包括支援センターの職員の対応力の向上を図ります。
- 地域における課題等について地域の支援者等と共有し、課題解決に向けた取組を進めます。

イ 地域ケア会議の推進

【事業概要】

地域包括支援センターにおいて、「地域ケア個別会議」と「地域ケア推進会議」を開催しています。

地域ケア個別会議では、要支援者等の支援内容の検討を通して、介護支援専門員等の自立支援に資するケアマネジメント支援を行っています。

地域ケア推進会議では、個別の検討の積み重ねにより判明した地域の課題についての検討や、個別事例の検討では解決できない課題等を話し合い、地域づくりや資源開発に取り組んでいます。

現状・課題

《現状》

- 地域ケア個別会議では、介護支援専門員が対処に悩むような事例について検討することで、会議に参加した専門職の課題解決力の向上を図ってきました。
- 地域ケア推進会議では、町内会長や民生委員・児童委員、専門職等が集まり、高齢者の見守り体制の検討や、医療と介護の連携強化に向けたネットワークづくりなどを行っています。

《課題》

- 要支援者等の自立支援や重症化予防を目的とした事例検討の機会が少ない状況があります。
- 地域課題を解決していくために地域ケア個別会議と地域ケア推進会議を連動させて、個別事例と地域全体の状況の双方から地域課題を考えていく必要があります。



【取組の方向性】

- 地域ケア個別会議において、多職種が連携しながら、要支援者等の自立を促すための支援方法について検討を行い、地域の共通課題の明確化を図るとともに、自立支援や重症化予防を進めます。
- 地域ケア推進会議では、町内会長や民生委員・児童委員、医療・福祉の専門職、ボランティア、行政等が地域の現状や課題を共有しながら、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、必要な支援体制の検討を行います。

ウ 地域での見守り活動の推進

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で安全に、また、安心して暮らせるよう、地域住民や事業所、関係機関、行政が緊密に連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりに取り組みます。

現状・課題**《現状》**

- 各地域において民生委員を始め、町内会の皆さんが中心となり、高齢者等の見守り活動を実施しています。
- 高齢者等見守り支援ネットワークの協定を締結している7団体及び329の協力事業所と提携し、高齢者の見守り協力体制を整備しています。
- 町内会長や民生委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー等の見守り関係者が集まる地域ケア推進会議において、地域の高齢者の現状や課題認識の共有を図っています。

《課題》

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は今後も増加が見込まれるため、地域における高齢者等の見守りの重要性が高まります。
- 各地域において、見守り活動の効果を高めていく必要があります。

**【取組の方向性】**

- 見守り関係者が集まる地域ケア推進会議などの場を活用して、見守りが必要な高齢者等の増加に対し、支援体制の充実を図る必要性を説明し、地域における見守り活動への市民の参加を促します。
- ひとり暮らしに課題があるなど、特に見守りが必要な高齢者の情報を関係者間で共有し、見守り活動の推進を図ります。
- 地域における見守り活動が効果的に行われるよう、地域住民や地域包括支援センター等の見守り関係者と協力事業所などが連携し、地域全体で高齢者等を見守る体制づくりを推進します。

エ 権利擁護の推進

【事業概要】

高齢者が、認知症等により判断能力が低下しても、安心して日常生活を続けられるよう、成年後見制度の利用促進や虐待防止に向け取り組みます。

現状・課題

《現状》

- 平成31年4月、高齢者や障害者に関する市の権利擁護の相談窓口をすこやかなくらし包括支援センターに一元化しました。
- 身寄りの無い人等に対し、成年後見制度の市長申立を実施しているほか、低所得者に対しては、申立費用等の助成事業を行っています。
- 社会福祉協議会では、法人後見や日常生活自立支援事業のほか、市民向けの出前講座や専門職の勉強会などの事業を行っています。

《課題》

- 成年後見制度の理解が不十分であり、更なる普及啓発を図る必要があります。
- 成年後見制度を利用する人が増加しており、後見人等の確保が課題となってきました。
- 高齢者虐待防止に向け、介護を担う家族等の負担軽減を図っていく必要があります。



【取組の方向性】

- 成年後見制度の利用促進に向け、すこやかなくらし包括支援センターを地域の中核的な機関として明確に位置付け、地域の利用実態や課題などについて意見交換を行う「連絡連携会議（仮称）」を開催します。
- 関係機関と連携しながら、制度や相談窓口の周知を行うとともに、市民向けの講座等を実施するなど、制度等の普及啓発を図ります。
- 高齢者虐待防止の推進のため、関係機関と連携しながら、虐待の早期発見、早期支援の取組を継続します。

オ 地域支え合い事業の推進

【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域自治区ごとに実施する地域支え合い事業（通いの場）を通じて、地域で高齢者を支え合う環境づくりに取り組みます。

現状・課題

《現状》

- 28の地域自治区に生活支援コーディネーターを配置し、すこやかサロン、認知症カフェ、介護者家族の集い、介護予防教室等の地域支え合い事業（通いの場）の企画・運営を行っています。
- 地域自治区ごとに協議体会議を設置し、生活支援コーディネーターを始め、地域支え合い事業の受託団体、地域の支援者、関係者等が参画し、定期的に情報共有や、事業の評価などを行っています。

《課題》

- 生活支援コーディネーターの交代に伴い、生活支援コーディネーターが、事業目的である介護予防への理解に時間を要し、「お楽しみ」が事業目的になる場合があります。
- 住民組織化に至らない4つの地域自治区では、NPO法人や振興会、まちづくり協議会などの住民組織が構築されていない状況です。
- 65歳以上になっても就労している人が多いことから、地域の担い手である生活支援コーディネーターや支援員が不足しています。



【取組の方向性】

- 生活支援コーディネーター研修会を継続し、生活支援コーディネーターの育成と介護予防効果の高い事業の実施につなげます。
- 協議体会議において、地域支え合い事業（通いの場）の運営を評価し、参加者数を増やす工夫の検討を行うとともに、人材やサービス等の地域ニーズを把握し、地域で支え合う体制づくりを進めます。
- 住民組織化が図られていない地域自治区においては、地域の実態を踏まえながら、住民組織化に向けた協議を継続します。

(2) 認知症施策の推進

ア 上越市認知症施策総合戦略の推進

【事業概要】

「上越市認知症施策総合戦略（上越市版オレンジプラン）における以下の4つの柱に基づき、認知症の人とその家族への支援を一体的に推進します。

＜上越市認知症施策総合戦略（上越市版オレンジプラン）の4つの柱＞

- ① 認知症の正しい理解と認知症予防の取組の充実
- ② 認知症の状態に応じた医療・介護等の適切なサービスの推進
- ③ 認知症の人と家族への支援の推進
- ④ 認知症の人とその家族にやさしい地域づくりの推進

現状・課題

《現状》

- 平成31年2月に上越市認知症施策総合戦略（上越市版オレンジプラン）を策定し各事業に取り組んでいます。
- 認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による取組を継続し、認知症の人や家族への相談支援とともに、医療や介護等の関係機関をつなぐ連携支援を行っています。
- 平成31年4月、地域包括支援センターのチラシに「認知症なんでも相談窓口」を明記し、認知症に係る相談窓口の明確化を図りました。

《課題》

- 今後も認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の取組を継続するとともに、専門職の対応力や、医療と介護の連携を強化していく必要があります。
- 引き続き、認知症に関する理解の促進を図り、認知症の人を地域で見守る体制づくりを進める必要があります。



【取組の方向性】

- 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるよう、共生と予防を車の両輪とする施策を進めます。
- 地域で見守り支え合う体制づくりについて検討するとともに、認知症の人の居場所づくりや社会参加の機会創出に向けた取組を進めます。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

ア 在宅医療・介護連携の推進

【事業概要】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護が円滑に提供される仕組みを構築します。

現状・課題

《現状》

- 平成29年度に「上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会」を立ち上げ、上越医師会内に設置された「上越地域在宅医療推進センター」と連携しながら運営しています。
- 協議会では、「入退院時支援部会」「ICT連携部会」「多職種連携推進研修部会」「普及啓発部会」を設置し、医療と介護の連携の課題について検討するとともに、医療介護関係者向けの研修会等を開催しました。
- 令和元年度には、これまでの活動の評価を行うとともに、令和2年度以降のビジョンを定めました。現在、新たな体制（次項参照）のもと協議を継続しています。
- これまでの取組により、「ICTツール」や「地域連携連絡票」、「ケアマネジャーと病院の連携ガイドライン」、「入退院時の連携フロー」などの医療・介護関係者が連携するための仕組みを整え、地域での普及を図っています。

《課題》

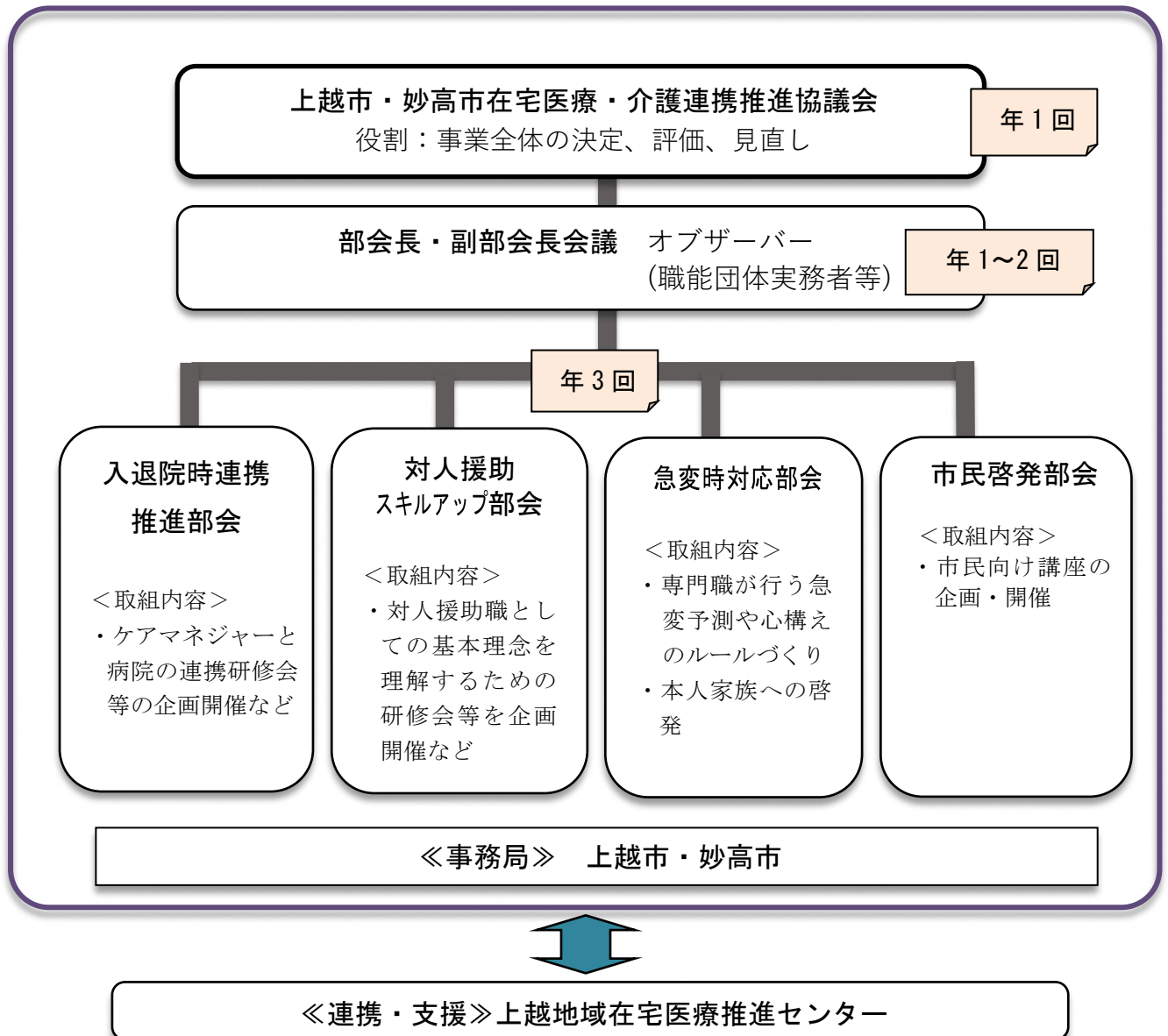
- 医療と介護の連携を推進するために関係者向けの研修会の開催や情報共有ツールの活用等を進めていく必要があります。
- 高齢期の日常生活において、容態の急変による入院や在宅療養中の看取りなど、起こりうる場면을意識した取組が必要です。



【取組の方向性】

- 医療・介護連携を推進するため、専門職のスキルアップを目的とした研修会を開催します。
- 市民が、医療や介護が必要になった時に備え、大切にしたいことを予め考えておくことや、家族や支援者等と話し合うことの重要性について、考える機会を持てるよう取り組んでいきます。

上越市・妙高市在宅医療・介護連携推進協議会体制図（令和2年度～4年度）



※介護保険法における8つの在宅医療・介護連携推進事業
（協議会の取組が各事業項目に対応）

区分	事業項目
ア	地域の医療・介護資源の把握
イ	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
ウ	切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築
エ	医療・介護関係者の情報共有
オ	在宅医療・介護連携に関する相談支援
カ	医療・介護関係者の研修
キ	地域住民への普及啓発
ク	関連市町村との連携

(4) 高齢者福祉サービスの提供

ア 在宅介護等における負担軽減制度の実施

【事業概要】

介護が必要な高齢者等が在宅で安心して生活を送ることができるよう、紙おむつの助成や、寝具丸洗い乾燥などの在宅福祉サービスを提供し、高齢者とその介護者の負担軽減を図っています。

現状・課題

《現状》

- 在宅福祉サービスの利用者数は、施設への入所などにより、減少傾向にあります。
- 在宅で介護を受けている寝たきりの高齢者等が安心して在宅生活を送ることができるよう、紙おむつの給付や寝具丸洗い・乾燥サービスを提供するとともに、介護者の経済的負担を軽減しています。
- 中重度の介護者を在宅で介護している人に対して介護手当を給付し、介護者の慰労を図っています。

《課題》

- 在宅福祉サービスを必要としている高齢者等が確実にサービスを受けられるよう、幅広く制度を周知していく必要があります。



【取組の方向性】

- 対象となる高齢者等が確実にサービスを利用できるよう、民生委員・児童委員を始め、地域包括支援センター、ケアマネジャー等への制度周知に努めるとともに、広報等各種媒体を通じて幅広く制度の情報を発信します。

<関係事業>

- ・紙おむつ助成事業
- ・寝具丸洗い・乾燥サービス事業
- ・訪問理・美容サービス事業
- ・高齢者向け住宅リフォーム補助金
- ・在宅介護手当給付事業

イ ひとり暮らし高齢者等に対する生活支援

【事業概要】

冬期間の除雪費の助成や見守りを兼ねた配食サービスなどを通じて、ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう支援しています。

現状・課題

《現状》

- 自らの力で除雪することが困難なひとり暮らし高齢者などの要援護世帯に対し、屋根、玄関前、その他の日常生活上欠くことのできない場所における除雪作業に要する費用の一部を助成しています。
- ひとり暮らし高齢者等にバランスのとれた食事を提供するとともに、配達時に安否確認を行っています。令和元年度からは、全市域において土・日・祝日を含めた毎日の配食と見守りサービスを提供できる体制を整えました。
- 一定の要件を満たす高齢者にタクシー・路線バスの利用料金の一部を助成することにより外出を促し、閉じこもり予防を図っています。

《課題》

- ひとり暮らし高齢者世帯の増加が見込まれる中、支援を必要とするひとり暮らし高齢者等が確実にサービスを受けられるよう、幅広く制度を周知していく必要があります。



【取組の方向性】

- 対象となる高齢者が確実にサービスを利用できるよう、民生委員・児童委員を始め、地域包括支援センター、ケアマネジャー等への制度周知に努めるとともに、広報等各種媒体を通じて幅広く制度の情報を発信します。

<関係事業>

- ・ 要援護世帯除雪費助成事業
- ・ ふれあいランチサービス事業
- ・ 高齢者外出支援事業

ウ 日常的に見守りが必要な高齢者の生活の場の確保

【事業概要】

家庭環境や経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対し、生活の場を提供し、日常的な見守りを行います。

現状・課題

《現状》

- 家庭環境や経済的な理由により在宅での生活が困難な高齢者に対し、個々の身体状況やニーズに応じた生活の場（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、シルバーハウジング）を提供し、見守りを始めとする生活支援を行っています。
- 軽費老人ホームやシルバーハウジングは、ほぼ満室の状態ですが、生活支援ハウスについては、定員の7割程度の入居率となっています。

《課題》

- 身体等に不安を抱えるなどの理由により、ひとり暮らしでの在宅生活が困難な高齢者の増加が見込まれます。



【取組の方向性】

- 在宅生活に不安を抱えるひとり暮らし高齢者の早期支援につながるよう、民生委員や地域包括支援センター等と連携し周知に努め、個々のニーズに応じた適切な生活の場を提供します。

<関係施設>

施設区分	施設名	定員等
養護老人ホーム	五智養護老人ホーム	150人
軽費老人ホーム	千寿園	50人
	ケアハウス上越	30人
生活支援ハウス	浦川原生活支援ハウス	10人
	頸城生活支援ハウス	10人
	板倉生活支援ハウス	12人
	清里生活支援ハウス	16人
	名立生活支援ハウス	15人
	牧高齢者等福祉センター	10人（冬期のみ開設）
シルバーハウジング	県営安江住宅内	12部屋
	市営子安住宅内	14部屋

(5) 防災、感染症対策の周知・啓発

ア 災害時・緊急時における支援

【事業概要】

高齢者等の安全安心を確保するため、地域や関係機関等と連携し、災害時・緊急時に迅速かつ的確に対応できる体制を整えています。

現状・課題

《現状》

- 特に配慮を必要とする人には、あらかじめ避難先となる福祉避難所（福祉施設等）を定め、災害時は「直接」、自宅から指定された福祉避難所に安心して避難していただけるよう支援しています。
- 民生委員・児童委員の協力を得ながら避難行動要支援者名簿を整備し、その名簿を関係機関と共有することにより、災害時において安否確認や避難誘導等の支援を迅速かつ円滑に行っています。
- ひとり暮らし高齢者世帯等への緊急通報装置貸与や救急医療・災害時支援情報キットの配付を通じて、高齢者の不安の軽減を図っています。

《課題》

- 災害時に迅速に福祉避難所が開設され、的確に避難所運営できるよう、社会福祉法人等と連携していく必要があります。
- 避難行動要支援者の個別避難計画が未作成の町内会があります。



【取組の方向性】

- 災害時・緊急時に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き、地域や社会福祉法人等と連携し、福祉避難所の開設・運営訓練を行っていきます。
- 個別避難計画が未作成の町内会に対し、作成にかかる課題・問題を聞き取り、技術的な助言を行うなど、計画作成に向けた支援を行っていきます。

<関係事業>

- ・福祉避難所
- ・避難行動要支援者支援事業
- ・緊急通報装置貸与事業
- ・救急医療・災害時支援情報キット配付事業

イ 感染症対策に係る体制整備

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症等の流行を踏まえ、介護保険サービス事業所等における感染症対策について定期的に確認するとともに、必要な情報を提供して災害や感染症に対する備えの充実を図ります。

現状・課題

《現状》

- 介護保険サービス利用者への感染拡大防止を図るため、介護保険施設等における感染性胃腸炎やインフルエンザ等の感染症の発生情報を、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所に情報提供しています。
- 介護保険サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応については、国の通知に従い、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019年3月)」に沿った対策の徹底を促しています。
- 介護保険サービス事業所等に対し、新型コロナウイルスに関する国・県・市の対応方針や各種情報を速やかに伝えるとともに相談に応じています。
- 県や市が介護保険サービス事業所等に不織布マスクや手指消毒用エタノールなど新型コロナウイルス感染症の予防に必要な衛生用品を提供しました。
- 地域支え合い事業の受託団体等に対して「新しい生活様式」を取り入れた事業の実施を説明するとともに、個別ケースの相談に応じています。

《課題》

- 介護保険サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の事業継続体制を整える必要があります。



【取組の方向性】

- 新型コロナウイルス感染症における介護保険サービス事業所等の事業継続体制について、県や介護保険サービス事業所等とも連携しながら対応していきます。
- 介護保険サービス事業所等に対する実地指導や日頃の相談を通じて、感染症の発生防止や拡大防止策が講じられているか、衛生用品等の備蓄や家族等への連絡体制がとられているか等を確認し、感染対策の充実を促進します。

2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策

(1) 在宅介護サービスの充実

ア 介護保険サービスの充実

【事業概要】

平成 28 年度以降、在宅（居宅）サービス・地域密着型サービスの利用者数が増加しています（53 ページの図表 5.1 参照）。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく、安心して生活ができるよう、在宅（居宅）に重点をおいたサービスを提供します。併せて、介護者の不安解消につなげるため、小規模多機能型居宅介護等の訪問系を含む介護保険サービスが利用しやすい環境を整えます。

現状・課題

《現状》

- 第 7 期介護保険事業計画期間（平成 30 年～令和 2 年）では、広域型の特別養護老人ホームの新規整備は行わず、特別養護老人ホーム併設型のショートステイを特別養護老人ホームへ転換して定員を増やしました。また、在宅介護を支える小規模多機能型居宅介護や、増加している認知症高齢者に対応するための認知症グループホームの整備を促進してきました。

《課題》

- 在宅生活における必要なサービスに柔軟に対応しやすい「地域密着型サービス」が未整備の日常生活圏域があるため、地理的配置バランスを是正する必要があります（65 ページの図表 6.2 参照）。
- 要介護認定者数のピークを令和 16 年と見込んでいることから、ピークアウト後を見据えて、介護保険サービス基盤を整備する視点も必要です。
- リハビリテーションサービスを計画的に提供できる体制を構築することが重要とする国の基本指針を踏まえ、まずは、介護保険サービスにおけるリハビリテーションの実施状況や加算の算定状況の実態を確認する必要があります。
- 令和 3 年度以降、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が総合事業を利用することが可能となります。事業実施の可否を決めるために、事業所への聞き取りなどが必要です。



【取組の方向性】

- 要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、在宅（居宅）介護サービスや地域密着型サービスを整備します。
- 医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施する生活期リハビリテーションへの切れ目のないサービス提供を継続します。
- 介護予防のため、心身機能や生活機能の向上といった高齢者個人への働きかけはもとより、地域や家庭における社会参加の実現等も含め関係機関との調整を図ります。
- 居宅要介護被保険者に係る総合事業の利用とサービス単価の設定について、本計画期間中に効果と必要性等を検証します。

イ 介護給付適正化の推進

【事業概要】

介護給付の適正化を図るため、ケアプランの点検等を実施しています。

現状・課題

《現状》

- 介護認定審査会資料の点検や介護認定審査の平準化対策など、要介護認定の適正化に取り組んでいます。
- 市内の居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を行っています。
- 福祉住環境コーディネーター等の資格を有する住宅改修等適正化推進員を配置し、施工業者や介護支援専門員への助言・指導や現地確認を実施しています。
- 縦覧点検・医療情報との突合を通じて、請求内容の過誤等の是正や医療と介護との重複請求の排除を図っています。

《課題》

- 過剰なサービスや不適切なサービスの提供に伴う介護給付費の増大が懸念されており、事業者等に介護給付の適正化を促していく必要があります。
- ケアプラン点検については、これまで居宅介護支援事業所を対象に実施してきましたが、受給者の自立支援に資する適切なケアプランになっているかという観点から、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅のケアプラン点検も実施する必要があります。



【取組の方向性】

- 介護サービスを必要とする受給者を適切に認定することを目的に、引き続き、要介護認定の適正化に取り組んでいきます。
- 介護サービス利用者にとって真に必要なケアプランが提供されるよう、居宅介護支援事業所のケアプラン点検に加え、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住宅のケアプラン点検を実施します。
- サービス利用者にとって、真に必要な住宅改修及び福祉用具が提供されるよう、引き続き、住宅改修等の点検を実施します。
- 計画期間内に介護事業者等に対し、市の実態や課題を共有化する説明会等を実施します。

(2) 介護人材の確保及び業務効率化の推進

ア 介護人材の確保

【事業概要】

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護サービスの提供を担う人材の確保に取り組みます。

現状・課題

《現状》

- 介護保険サービス事業者との合同就職説明会の開催や、人材確保に向けた事業者の取組や行政に求める支援などについて意見交換を行うなど、介護人材の確保に向けた取組を進めています。
- 市内の高校を訪問し、進路指導の教員等と意見交換を行い、生徒の介護分野への就職状況や希望などを聞き取るとともに、介護職の魅力ややりがいを伝え、就職につながるよう働きかけています。
- 有償ボランティアによる家事支援を行う訪問型サービス B を担う人材を養成し、有資格者がより専門性の高い介護サービスの提供に従事できる取組を進めています。

《課題》

- 上越管内における介護関連職種の有効求人倍率は、令和2年4月時点で2.77倍と、全職種（1.17倍）より1.6ポイント高く、人材確保が難しい状況にあります。
- 有償ボランティアの養成講座の受講者や新規登録者が減少傾向にあり、地域住民にボランティア参加を促す働きかけが必要です。
- 市内の介護保険サービス事業者では、外国人材を採用している事業者もあり、外国人の労働環境を整備する必要があります。



【取組の方向性】

- 市内の介護保険サービス事業者と連携し、学校の進路指導の教員等へ働きかけを行い、中学生・高校生の介護職への興味を高める取組を進めます。
- 市が主催する若手職員の職場定着を目的とした研修会への参加を促すなど、介護保険サービス事業所の若手職員等の職場定着率の向上を図ります。
- 介護サービス事業者に対し、国・県等による資格取得制度等を周知し、新たな人材の確保や介護従事者の育成につながるよう支援します。
- 有償ボランティア制度の周知を継続するとともに活用に向けた助言を行い、担い手となる人の養成を推進します。

- ICT を活用した行政・生活情報の多言語化や相談体制の整備など、関係機関と連携し、外国人の介護職員が地域社会の一員として安心して暮らしていくための環境づくりを進めます。

イ 業務効率化の推進

【事業概要】

介護現場における業務効率化に向け、介護ロボットの導入や、ICT の活用を進めています。

現状・課題

《現状》

- 介護従事者の負担軽減が図られるよう、介護ロボット導入に係る補助制度などを介護保険サービス事業者へ周知しています。
- 介護支援専門員の業務効率化や介護保険サービス事業者の業務改善が図られるよう現状を聞き取り、実地指導などを行っています。
- 医療関係者と介護関係者の連携に向けたガイドラインを作成するとともに、連携ツールなどの活用について、地域で普及を図っています。

《課題》

- 介護保険サービス事業所における介護ロボットの導入や、ICT の活用は進んできているものの、更なる導入促進による業務の効率化が必要です。
- 医療関係者と介護関係者が連携するためのガイドラインやツールを周知し、在宅医療・介護連携の推進を図る必要があります。
- 介護保険サービスの利用申込書がサービス種類ごと、事業所ごとに異なっており、書類を作成する介護支援専門員の負担が大きくなっています。



【取組の方向性】

- 介護ロボット・ICT の活用等に係る補助制度を周知していくとともに、先進的に取り組んでいる介護保険サービス事業所の事例紹介などを行い、介護現場における環境の整備と業務効率化を図ります。
- 医療関係者と介護関係者に対し、ガイドラインや連携ツールの更なる活用を周知し、業務の効率化を推進します。
- 介護保険サービス利用申込書の統一化を推進し、介護支援専門員の負担軽減と業務効率化を支援します。

3 「基本目標3」の達成に向けた基本施策

(1) 高齢者の生きがいがづくり、健康づくりの推進

ア 高齢者の積極的な社会参加や交流の場づくりの推進

【事業概要】

趣味講座や作品展、スポーツ大会などの開催を通じて、高齢者の生きがいがづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの助成を行い、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援しています。

現状・課題

《現状》

- 老人クラブの事業費の一部助成を通して、活動の活性化や会員確保に向けた取組を支援しています。
- 趣味講座やスポーツ大会を開催し、高齢者同士の交流の場を設け、健康の維持や生きがいがづくりにつなげています。
- 高齢者に公共施設（温浴施設や体育施設）の利用料金を半額程度に減免するシニアパスポートを交付し、外出するきっかけを提供し、健康維持などにつなげています。
- 就労を通じて、高齢者に生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援しています。

《課題》

- 老人クラブ連合会のクラブ数や会員数を始め、趣味講座の受講者数、スポーツ大会の参加者数などが減少してきています。



【取組の方向性】

- 高齢者の趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて高齢者の生きがいがと健康づくりを支援していきます。
- シルバー人材センターや老人クラブ等への助成を通じて、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援します。
- 高齢者の参加が一層促されるよう、老人クラブ連合会等に意見を聴きながら、ニーズを踏まえたスポーツ活動への支援などに取り組みます。
- 高齢者の主体的な社会参加を促すとともに、地域住民が地域で役割を持ち、助け合いながら暮らすことができるよう、幅広い年齢層も包含した「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。

<関係事業>

- ・老人クラブ助成事業
- ・シルバー人材センター事業
- ・老人趣味の家管理運営事業
- ・ゲートボールハウス管理運営事業
- ・シニアパスポート事業
- ・敬老祝賀事業
- ・生きがいと健康づくり推進事業
- ・シニアセンター管理運営事業

イ 介護予防・重度化防止の推進

【事業概要】

国保データベースシステム（以下 KDB）や見える化システムから抽出した健診・医療・介護データを基に、全国・県平均・同規模市町村平均などとの比較、経年変化などから健康課題の整理や分析を行っています。その結果に基づき、リスクの高い対象者を抽出し、保健指導、受診勧奨と治療中断の防止を行うことにより、脳卒中や心臓病などの重症化を予防します。

また、高齢者が身近な場所で集い交流する「通いの場」や介護予防教室などでは、心身機能の低下防止や認知症予防など高齢者の特性を踏まえた介護予防を行います。

現状・課題

《現状》

- 地方自治体ごとの高齢化率の差などを調整し、同じ条件^{※1}で比較した要介護認定率は、当市 18.8%、国 18.5%、県 17.3%、要介護 3 以上の中重度の認定率でも当市 7.0%、国 6.3%、県 6.7%と当市が一番高い状況です。要介護者の有病状況は、糖尿病、心疾患、脳血管疾患、骨折・関節疾患のいずれも全国、県と比較し当市が高い状況です^{※2}。

^{※1} 「見える化システム」より被保険者の性・年齢別人口構成を同条件に調整し抽出（令和元年度）。高齢化率などの影響を受けない。

P21 図表 2.12 要介護認定率の比較参照。

^{※2} 国保データベース（KDB）システムより抽出（令和元年度）。

《課題》

- 令和元年度の新規要介護認定者の原因疾患をみると、第 1 号被保険者のうち、要介護 4、5 の要介護認定者の最も多い原因疾患は脳血管疾患であり、第 2 号被保険者においても、脳血管疾患が全体の約 50%を占めていることから、高血圧や糖尿病などの生活習慣病の重症化が背景にあると言えます。
このほか、第 1 号被保険者で最も高い原因疾患は、骨折・関節疾患で、全体の約 30%を占めています。
- 要介護認定変更申請により重度化に移行した人の原因疾患のうち、予防可能な疾患のうち脳血管疾患や骨折・関節疾患は全体の 40%を占めています。



【取組の方向性】

- KDB や見える化システムなどを活用し、若い年代から高齢期までの健診・医療・介護データを一体的に分析することで効率的・効果的な保健事業を展開し、介護予防・重度化防止の推進につなげます。また、対象者を明確にした個別支援（ハイリスクアプローチ）と、通いの場などへの健康教育・相談支援（ポピュレーションアプローチ）の双方の取組を行います。

- チェックリスト該当者から要支援2までの人にかかるケアプランを点検し、それぞれの自立支援・重度化防止につなげます。また、要支援1から要介護2までの要介護認定者で、74歳以下の脳血管疾患のある人にかかるケアプランが、脳血管疾患の再発防止につながるよう、市の保健師・栄養士と地域包括支援センターや介護支援専門員の連携の強化に向けて取り組みます。
- 「通いの場」が、高齢者の閉じこもりや心身の機能低下の予防につながることを周知し、地域住民が主体となって介護予防事業を展開できるよう支援します。また、新型コロナウイルス感染症への不安により、活動量が減少している高齢者に対し、在宅でできるフレイル予防の情報を提供します。

第5章 介護保険事業の現状

1 介護保険事業の現状

(1) サービス利用者数の推移

居宅サービスの利用者数については、平成27年4月開始の総合事業への移行などに伴い、平成28年度は一時的に前年度を下回ったものの、平成29年度以降は再び増加しています。

地域密着型サービスの利用者数については、第7期介護保険事業計画期間において、小規模多機能型居宅介護（2施設、登録定員50人）、認知症対応型共同生活介護（1施設、18床）、地域密着型通所介護（2施設、登録定員36人）が整備されたため増加しています。

施設サービスの利用者数は、第7期介護保険事業計画期間中に、介護老人福祉施設に併設された短期入所生活介護（4施設、26床）が介護老人福祉施設に、また、介護老人保健施設（1施設、80床）が介護医療院に転換しましたが、おおむね横ばいで推移しています

【図表5.1】。

図表5.1 介護保険サービスに占める居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
居宅サービス利用者	利用者数(人)	94,225	88,652	89,437	90,480	92,764
	構成比(%)	69.5	64.4	63.8	63.4	63.8
地域密着型サービス利用者	利用者数(人)	14,150	20,689	21,802	23,240	23,969
	構成比(%)	10.4	15.0	15.6	16.3	16.5
施設サービス利用者	利用者数(人)	27,176	28,344	28,908	29,021	28,609
	構成比(%)	20.1	20.6	20.6	20.3	19.7
合 計		135,551	137,685	140,147	142,741	145,342

① 居宅サービス利用者数

図表5.2 居宅サービス利用者数の推移

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
要支援1	6,987	4,941	5,197	5,753	6,289
要支援2	14,223	10,944	11,350	12,031	12,801
要介護1	20,193	20,986	22,345	22,608	23,463
要介護2	22,613	23,437	22,706	23,037	22,743
要介護3	14,410	13,599	13,572	13,147	14,158
要介護4	9,489	9,034	8,685	8,703	8,636
要介護5	6,310	5,711	5,582	5,201	4,674
合 計	94,225	88,652	89,437	90,480	92,764

② 地域密着型サービス利用者数

図表 5.3 地域密着型サービス利用者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
要支援 1	122	149	239	310	190	173
要支援 2	479	458	480	566	589	543
要介護 1	2,647	5,006	5,742	6,456	6,867	6,756
要介護 2	3,326	5,604	5,820	5,946	5,957	6,105
要介護 3	3,298	4,499	4,597	4,586	4,765	5,136
要介護 4	2,257	2,829	2,945	3,356	3,805	3,756
要介護 5	2,021	2,144	1,979	2,020	1,796	1,868
合 計	14,150	20,689	21,802	23,240	23,969	24,337

③ 施設サービス利用者数

図表 5.4 施設サービス利用者数の推移

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (見込み)
介護老人福祉施設	人数 (人)	16,649	17,907	18,312	18,379	18,268	18,294
	構成比 (%)	61.3	63.2	63.3	63.3	63.9	64.5
介護老人保健施設	人数 (人)	10,504	10,414	10,583	10,616	10,306	9,205
	構成比 (%)	38.6	36.7	36.6	36.6	36.0	32.4
介護療養型医療施設	人数 (人)	23	23	13	26	34	1
	構成比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
介護医療院	人数 (人)	—	—	—	—	1	876
	構成比 (%)	—	—	—	—	0.0	3.1
合 計	人数 (人)	27,176	28,344	28,908	29,021	28,609	28,376

※住所地特例者を含む

図表 5.5 施設サービスの要介護度別年間利用者数（令和元年度）

区 分		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
介護老人 福祉施設	人数（人）	258	516	3,557	7,512	6,425	18,268
	構成比（%）	1.4	2.8	19.5	41.1	35.2	100.0
介護老人 保健施設	人数（人）	1,413	2,081	2,325	2,727	1,760	10,306
	構成比（%）	13.7	20.2	22.5	26.5	17.1	100.0
介護療養型 医療施設	人数（人）	—	—	—	26	8	34
	構成比（%）	—	—	—	76.5	23.5	100.0
介護医療院	人数（人）	—	—	—	—	1	1
	構成比（%）	—	—	—	—	100.0	100.0

※住所地特例者を含む

図表 5.6 施設サービスの定員の推移

（単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 （見込み）
介護老人 福祉施設	1,424	1,424	1,474	1,500	1,500	1,500
介護老人 保健施設	917	917	917	917	917	837
介護医療院	—	—	—	—	—	80
合 計	2,341	2,341	2,391	2,417	2,417	2,417

※市内の施設定員に限る

(2) 第7期介護保険事業計画期間の計画値と実績値の比較

要介護認定者数は、要支援2以下の軽度者が計画値を上回りましたが、要介護1以上の認定者数は、計画値を下回りました【図表5.7】。

サービス種別では、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などの医療や看護を伴うサービスが計画値を上回りました。【図表5.8】。

図表5.7 第7期介護保険事業計画期間の計画と実績の比較

区 分	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込み)		
	計画値 (a)	実績値 (b)	b/a (%)	計画値 (a)	実績値 (b)	b/a (%)	計画値 (a)	見込値 (b)	b/a (%)
総人口(人)	194,051	193,517	99.7	192,574	191,563	99.5	191,036	189,572	99.2
高齢者人口(人)	61,116	61,020	99.8	61,530	61,399	99.8	61,909	61,752	99.7
高齢化率(%)	31.5	31.5	100.0	32.0	32.1	100.3	32.4	32.6	100.6
認定者数(人)	12,730	13,463	105.8	12,810	13,534	105.7	12,880	13,416	104.2
チェック リスト該当者	-	698	-	-	586	-	-	593	-
要支援1	1,066	1,082	101.5	1,077	1,182	109.7	1,081	1,116	103.2
要支援2	1,641	1,755	106.9	1,642	1,784	108.6	1,646	1,879	114.2
計	2,707	3,535	130.6	2,719	3,552	130.6	2,727	3,588	131.6
要介護1	2,596	2,582	99.5	2,636	2,629	99.7	2,664	2,631	98.8
要介護2	2,541	2,488	97.9	2,565	2,405	93.8	2,588	2,387	92.2
要介護3	1,872	1,821	97.3	1,874	1,914	102.1	1,883	1,831	97.2
要介護4	1,679	1,749	104.2	1,682	1,818	108.1	1,686	1,794	106.4
要介護5	1,335	1,288	96.5	1,334	1,216	91.2	1,332	1,185	89.0
計	10,023	9,928	99.1	10,091	9,982	98.9	10,153	9,828	96.8
保険給付費 (千円)	21,540,941	21,404,617	99.4	21,889,821	21,744,507	99.3	22,201,262	21,929,694	98.8
居宅サービス	8,941,215	8,676,415	97.0	9,004,260	8,755,709	97.2	9,123,070	8,616,919	94.5
地域密着型 サービス	3,574,723	3,820,084	106.9	3,702,263	3,949,788	106.7	3,804,342	4,158,744	109.3
施設サービス	7,604,523	7,550,823	99.3	7,708,873	7,611,093	98.7	7,795,586	7,682,924	98.6
高額介護 サービス	464,167	420,431	90.6	510,245	496,062	97.2	510,245	534,214	104.7
特定入所者 介護サービス	943,157	923,537	97.9	950,916	918,295	96.6	954,703	923,512	96.7
審査支払 手数料	12,193	12,249	100.5	12,293	12,519	101.8	12,342	12,377	100.3
市町村特別 給付	963	1,078	111.9	971	1,041	107.2	974	1,004	103.1

※総人口・高齢者人口・高齢化率・認定者数は各年度10月1日現在の数値

※認定者数にはチェックリスト該当者を含む

※令和2年度の保険給付費は実績見込値

※高額介護サービスは高額医療合算介護サービスを含む

図表 5.8 介護給付費 サービス量の第7期介護保険事業計画と実績の比較

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
		計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
居宅サービス										
居宅介護支援	人/年	65,392	63,550	△1,842	65,623	64,304	△1,319	65,874	65,067	△807
訪問介護	回/年	342,638	319,177	△23,461	342,568	305,832	△36,736	343,164	293,045	△50,119
	人/年	18,538	17,706	△832	18,571	17,476	△1,095	18,627	17,249	△1,378
訪問入浴介護	回/年	6,707	6,036	△671	6,707	6,035	△672	6,707	6,034	△673
	人/年	1,341	1,188	△153	1,341	1,163	△178	1,341	1,139	△202
訪問看護	回/年	23,332	26,338	3,006	22,930	28,407	5,477	22,615	30,639	8,024
	人/年	4,836	5,442	606	4,746	6,059	1,313	4,679	6,746	2,067
訪問リハビリテーション	回/年	9,487	11,016	1,529	9,487	13,415	3,928	9,487	16,336	6,849
	人/年	865	1,028	163	865	1,282	417	865	1,599	734
居宅療養管理指導	人/年	8,821	9,162	341	8,848	9,604	756	8,880	10,067	1,187
通所介護	回/年	348,342	330,552	△17,790	349,316	335,719	△13,597	350,508	340,967	△9,541
	人/年	37,519	35,479	△2,040	37,630	35,533	△2,097	37,761	35,587	△2,174
通所リハビリテーション	回/年	39,998	37,214	△2,784	40,285	34,436	△5,849	40,481	31,865	△8,616
	人/年	5,741	5,486	△255	5,782	5,067	△715	5,810	4,680	△1,130
短期入所生活介護	日/年	236,374	226,830	△9,544	234,545	220,083	△14,462	234,980	213,537	△21,443
	人/年	18,713	18,292	△421	18,598	18,038	△560	18,649	17,788	△861
短期入所療養介護	日/年	4,056	3,292	△764	4,056	3,152	△904	4,056	3,018	△1,038
	人/年	564	449	△115	564	414	△150	564	382	△182
特定施設入居者生活介護	人/年	3,846	3,723	△123	3,863	3,743	△120	3,882	3,763	△119
福祉用具貸与	人/年	43,692	43,537	△155	43,915	44,939	1,024	44,137	46,386	2,249
特定福祉用具購入	人/年	690	686	△4	690	656	△34	690	627	△63
住宅改修	人/年	547	542	△5	547	580	33	547	621	74
地域密着型サービス										
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	1,225	1466	241	1,225	1,704	479	1,225	1,981	756
認知症対応型通所介護	回/年	5,214	5,210	△4	5,214	5,492	278	5,214	5,789	575
	人/年	517	511	△6	517	564	47	517	622	105
小規模多機能型居宅介護	人/年	4,439	4,702	263	4,673	4,819	146	4,828	4,939	111
認知症対応型共同生活介護	人/年	5,458	5,539	81	5,582	5,587	5	5,688	5,635	△53
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	2,157	2,292	135	2,218	2,320	102	2,218	2,348	130
地域密着型通所介護	回/年	63,067	69,794	6,727	63,587	71,915	8,328	64,083	74,100	10,017
	人/年	7,477	8,069	592	7,542	8,371	829	7,604	8,684	1,080

第5章 介護保険事業の現状

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
		計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
施設サービス										
介護老人福祉施設	人/年	18,778	18,379	△399	18,905	18,268	△637	18,908	18,294	△614
介護老人保健施設	人/年	10,651	10,616	△35	10,669	10,306	△363	10,682	9,205	△1,477
介護療養型医療施設	人/年	13	26	13	13	34	21	13	1	△12
介護医療院	人/年	0	0	0	0	1	1	0	876	876

図表 5.9 介護予防給付費 サービス量の第7期介護保険事業計画と実績の比較

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
		計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
介護予防サービス										
介護予防支援	人/年	15,508	16,498	990	15,519	17,787	2,268	15,529	19,177	3,648
介護予防訪問入浴介護	回/年	132	182	50	132	151	19	132	125	△7
	人/年	18	33	15	18	24	6	18	17	△1
介護予防訪問看護	回/年	2,847	3,944	1,097	2,847	4,962	2,115	2,847	6,243	3,396
	人/年	495	736	241	495	940	445	495	1,201	706
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,146	1,584	438	1,146	2,326	1,180	1,146	3,416	2,270
	人/年	118	167	49	118	279	161	118	466	348
介護予防居宅療養管理指導	人/年	514	633	119	514	637	123	514	641	127
介護予防通所リハビリテーション	人/年	2,356	2,419	63	2,354	2,451	97	2,354	2,483	129
介護予防短期入所生活介護	日/年	3,234	3,122	△112	3,162	3,761	599	3,132	4,531	1,399
	人/年	539	614	75	527	738	211	522	887	365
介護予防短期入所生活介護	日/年	156	110	△46	156	214	58	156	416	260
	人/年	23	18	△5	23	22	△1	23	27	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	372	412	40	372	395	23	372	379	7
介護予防福祉用具貸与	人/年	13,617	14,721	1,104	13,656	16,054	2,398	13,638	17,508	3,870
特定介護予防福祉用具購入	人/年	243	264	21	243	294	51	243	327	84
介護予防住宅改修	人/年	315	304	△11	315	326	11	315	350	35
地域密着型介護予防サービス										
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	0	0	0	0	16	16	0	16	16
	人/年	0	0	0	0	3	3	0	3	3
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	631	858	227	673	769	96	693	689	△4
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	16	18	2	16	6	△10	16	2	△14

図表 5.10 介護予防・生活支援サービス事業費
サービス量の第7期介護保険事業計画と実績の比較

サービス種別	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
		計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
介護予防・生活支援サービス事業										
訪問型サービス	人/年	5,079	5,068	△11	5,100	5,553	453	5,120	5,540	420
従前相当	人/年	947	947	0	951	1,076	125	955	1,159	204
緩和基準	人/年	4,132	4,121	△11	4,149	4,477	328	4,165	4,381	216
通所型サービス	人/年	14,815	15,819	1,004	14,877	16,864	1,987	14,935	16,805	1,870
従前相当	人/年	3,664	3,352	△312	3,679	3,268	△411	3,693	3,006	△687
緩和基準	人/年	11,151	12,467	1,316	11,198	13,596	2,398	11,242	13,799	2,557

図表 5.11 介護給付費 第7期介護保険事業計画と実績の比較

(単位：千円)

サービス種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
居宅サービス	8,604,510	8,312,558	△291,952	8,665,302	8,358,350	△306,952	8,781,078	8,219,211	△561,867
居宅介護支援	980,144	956,761	△23,383	991,842	973,533	△18,309	1,006,208	955,619	△50,589
訪問介護	975,350	921,547	△53,803	982,943	907,261	△75,682	995,481	904,401	△91,080
訪問入浴介護	76,597	68,999	△7,598	77,291	70,362	△6,929	78,144	66,784	△11,360
訪問看護	166,543	191,879	25,336	165,050	207,052	42,002	164,626	226,263	61,637
訪問リハビリテーション	28,306	32,205	3,899	28,547	39,718	11,171	28,862	43,487	14,625
居宅療養管理指導	55,952	63,057	7,105	56,582	72,504	15,922	57,415	72,733	15,318
通所介護	2,770,458	2,618,880	△151,578	2,794,655	2,667,144	△127,511	2,834,147	2,605,976	△228,171
通所リハビリテーション	347,363	322,835	△24,528	351,631	298,771	△52,860	357,157	284,722	△72,435
短期入所生活介護	1,872,892	1,804,554	△68,338	1,871,666	1,763,047	△108,619	1,895,233	1,703,586	△191,647
短期入所療養介護	40,701	32,468	△8,233	41,027	30,506	△10,521	41,479	11,528	△29,951
特定施設入居者生活介護	708,825	689,706	△19,119	716,947	692,416	△24,531	727,625	692,954	△34,671
福祉用具貸与	504,711	538,030	33,319	510,453	559,486	49,033	518,033	572,698	54,665
特定福祉用具購入	21,131	20,441	△690	21,131	19,909	△1,222	21,131	23,632	2,501
住宅改修	55,537	51,196	△4,341	55,537	56,641	1,104	55,537	54,828	△709
地域密着型サービス	3,527,002	3,757,955	230,953	3,651,190	3,890,256	239,066	3,751,219	4,104,130	352,911
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	186,849	227,397	40,548	188,369	265,402	77,033	190,409	279,109	88,700
認知症対応型通所介護	45,775	44,568	△1,207	46,203	47,030	827	46,713	47,985	1,272
小規模多機能型居宅介護	836,268	892,870	56,602	885,646	917,988	32,342	925,106	1,011,317	86,211
認知症対応型共同生活介護	1,334,722	1,367,092	32,370	1,375,697	1,392,747	17,050	1,417,298	1,472,985	55,687
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	610,819	641,299	30,480	634,834	664,748	29,914	641,838	682,296	40,458
地域密着型通所介護	512,569	584,729	72,160	520,441	602,341	81,900	529,855	610,438	80,583
施設サービス	7,604,523	7,550,823	△53,700	7,708,873	7,611,093	△97,780	7,795,586	7,682,924	△112,662
介護老人福祉施設	4,818,015	4,745,672	△72,343	4,896,423	4,836,186	△60,237	4,949,517	4,950,632	1,115
介護老人保健施設	2,781,946	2,795,959	14,013	2,807,852	2,761,111	△46,741	2,841,420	2,438,333	△403,087
介護療養型医療施設	4,562	9,192	4,630	4,598	13,695	9,097	4,649	3,085	△1,564
介護医療院	0	0	0	0	101	101	0	290,874	290,874
介護給付費計(小計)	19,736,035	19,621,336	△114,699	20,025,365	19,859,699	△165,666	20,327,883	20,006,265	△321,618

第5章 介護保険事業の現状

図表 5.12 介護予防給付費 第7期介護保険事業計画と実績の比較

(単位：千円)

サービス種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
介護予防サービス	336,705	363,857	27,152	338,958	397,359	58,401	341,992	397,708	55,716
介護予防支援	68,920	73,672	4,752	69,521	79,537	10,016	70,333	82,637	12,304
介護予防訪問入浴介護	1,040	1,353	313	1,052	1,161	109	1,063	1,469	406
介護予防訪問看護	13,854	19,293	5,439	13,924	22,051	8,127	14,077	18,714	4,637
介護予防訪問リハビリテーション	3,559	4,538	979	3,604	6,796	3,192	3,643	6,309	2,666
介護予防居宅療養管理指導	3,299	4,095	796	3,325	4,974	1,649	3,362	5,140	1,778
介護予防通所リハビリテーション	81,063	84,580	3,517	81,786	87,467	5,681	82,689	90,164	7,475
介護予防短期入所生活介護	18,666	19,246	580	18,382	23,052	4,670	18,396	18,886	490
介護予防短期入所療養介護	1,143	907	△236	1,152	1,551	399	1,165	2,388	1,223
介護予防特定施設入居者生活介護	29,360	31,982	2,622	29,607	30,567	960	29,934	29,410	△524
介護予防福祉用具貸与	74,103	87,541	13,438	74,907	100,584	25,677	75,632	101,832	26,200
特定介護予防福祉用具購入	6,101	6,343	242	6,101	7,190	1,089	6,101	6,565	464
介護予防住宅改修	35,597	30,307	△5,290	35,597	32,429	△3,168	35,597	34,194	△1,403
地域密着型介護予防サービス	47,721	62,129	14,408	51,073	59,532	8,459	53,123	54,614	1,491
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	268	268	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	44,346	58,277	13,931	47,671	58,017	10,346	49,683	51,497	1,814
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,375	3,852	477	3,402	1,247	△2,155	3,440	3,117	△323
介護予防給付費計(小計)	384,426	425,986	41,560	390,031	456,891	66,860	395,115	452,322	57,207
総給付費(介護給付費+介護予防給付費)(ア)	20,120,461	20,047,322	△73,139	20,415,396	20,316,590	△98,806	20,722,998	20,458,587	△264,411
特定入所者介護サービス費等給付費(イ)	943,157	923,537	△19,620	950,916	918,295	△32,621	954,703	923,512	△31,191
高額介護サービス費等給付費(ウ)	402,958	413,626	10,668	449,024	434,241	△14,783	449,024	469,724	20,700
高額医療合算介護サービス費等給付費(エ)	61,209	6,805	△54,404	61,221	61,821	600	61,221	64,490	3,269
審査支払手数料(オ)	12,193	12,249	56	12,293	12,519	226	12,342	12,377	35
標準給付費※(ア+イ+ウ+エ+オ)	21,533,975	21,403,539	△130,436	21,992,170	21,743,466	△248,704	22,278,481	21,928,690	△349,791

※各年度の計画の標準給付費は、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)の合計に、制度改正(利用者負担割合3割の新設、消費税率の見直し)による影響を考慮した後の額

図表 5.13 介護予防・生活支援サービス事業費 第7期介護保険事業計画と実績の比較

(単位：千円)

サービス種別	平成30年度			令和元年度			令和2年度(見込)		
	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a	計画 a	実績 b	b-a
介護予防・生活支援サービス事業	424,860	446,500	21,640	426,632	480,622	53,990	428,296	486,086	57,790
訪問型サービス	82,760	83,546	786	83,103	91,041	7,938	83,431	96,650	13,219
従前相当	21,689	21,139	△550	21,781	24,926	3,145	21,872	27,400	5,528
緩和基準	61,071	62,407	1,336	61,322	66,115	4,793	61,559	69,250	7,691
通所型サービス	342,100	362,954	20,854	343,529	389,581	46,052	344,865	389,436	44,571
従前相当	109,557	100,303	△9,254	110,006	99,766	△10,240	110,424	94,747	△15,677
緩和基準	232,543	262,651	30,108	233,523	289,815	56,292	234,441	294,689	60,248

(3) 1人当たり給付費の比較と今後の取組

当市の65歳以上人口1人当たりの給付費は、全国及び新潟県と比べて高い水準にあります【図表 5.14】。

サービス別の内訳では、施設サービスは介護老人福祉施設が、地域密着型サービスは認知症対応型共同生活介護が、居宅介護サービスは通所介護や短期入所生活介護が、それぞれ全国及び新潟県より高くなっています。

これは、要介護認定率が全国や新潟県より高いこと、65歳以上人口に対する施設の整備率が高いこと等が要因になっているものと分析しています。

今後、後期高齢者人口の増加に伴い要介護認定率が上昇する見込みであり、給付費の更なる増加が介護保険料の増額につながらないように、介護予防・重度化防止に向けた取組により高齢者一人一人の自立を支援するとともに、介護給付適正化などの各種取組を関係機関と連携しながら進めていきます。

図表 5.14 1人当たり給付費の比較 (年間)



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成30年度）

第6章 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保

1 介護保険サービス量の推計方法

第8期介護保険事業計画期間内における介護保険サービス量の見込みは、国から示された『自然体推計の計算過程の確認シート（地域包括ケア「見える化」システム）』を参考にワークシートを作成し、令和2年度における直近のサービス量の実績、第8期計画期間中における各年度の要介護度別認定者の推計値、施設整備の方針による影響などを踏まえ、介護サービス量（要介護1～5）、介護予防サービス量（要支援1・2）及び介護予防・生活支援事業サービス量（チェックリスト該当者、要支援1・2）に分けて推計しました。

【施設整備の考え方】

施設整備については、確実に整備を行うことができるよう、介護保険サービス事業者の意向調査を行い計画に反映しました。

市内の特別養護老人ホームや認知症対応型共同生活介護への入所待機の状態において、在宅で介護を受けているひとり暮らしや高齢者のみ世帯の人など入所の優先度の高い人の数は、施設退所者数より少なく、退所者と入れ替わりで入所が可能な状況にありますが、ショートステイを長期利用しながら入所待ちをする人などがいることや、今後の認知症高齢者の増加を見込み、一定数の整備が必要と考えます。

また、在宅介護実態調査の結果、訪問系サービスの利用回数の増加により、在宅介護者が不安に感じている夜間の排泄介助等への不安が軽減される傾向がみられることから、訪問介護や小規模多機能型居宅介護等が利用できる環境を整えることが必要です。

今後、高齢者人口は令和4年、後期高齢者人口は令和12年、要介護認定者数は令和16年にそれぞれピークを迎え、その後は減少していくと見込んでいます。施設整備の方向性の判断には、将来的な施設利用者数の変動を見通すことが必要です。

【施設整備の方針】

- ・ 特別養護老人ホームへの入所申込者の待機状況と、既存施設の運営維持の双方の視点から、特別養護老人ホームに併設するショートステイから特別養護老人ホームへの転換を一定程度行うこととします。
- ・ 介護老人保健施設は、定員減の意向を示した施設の運営状況等を勘案し定員を削減することとします。
- ・ 認知症対応型共同生活介護の入所申込者の待機状況や、在宅介護実態調査の検証等を考慮し、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護の整備を促進することとします。
- ・ 特別養護老人ホームの整備は一定程度進んでいるものと考え、今期は広域型及び地域密着型ともに施設の新設は計画しないこととします【図表6.1】。

図表 6.1 第8期介護保険事業計画期間（令和3年度～5年度）の施設整備計画

区 分	7期までの 整備数	8期の整備数			8期までの 整備数	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度		
施設サービス						
特別養護老人ホーム	1,500床 (17施設)	30床 (転換)	20床 (転換)		10床 (転換)	1,530床 (17施設)
介護老人保健施設	837床 (9施設)	▲10床 (定員減)	▲10床 (定員減)			827床 (9施設)
地域密着型サービス						
認知症対応型 共同生活介護	486床 (31事業所)	18床 (1事業所)			18床 (1事業所)	504床 (32事業所)
小規模多機能 型居宅介護	(22事業所)	(1事業所)			(1事業所)	(23事業所)

【参考】高齢者の多様な住まいの状況

施設サービス	施設数	定員
特別養護老人ホーム	17	1,500
介護老人保健施設	9	837
介護医療院	1	80
特定施設入居者生活介護	6	378
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	7	194
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	31	486
住宅型有料老人ホーム（※1）	8	192
サービス付き高齢者向け住宅（※2）	18	394

（令和2年6月1日現在）

（※1）、（※2）多様な介護ニーズの受け皿となるサービスであることから、新潟県と連携して設置状況を把握する。

(1) 居宅介護（予防）サービス量の推計方法

第8期介護保険事業計画においては、直近のサービス量の実績、各年度の要介護度別認定者数の推計値などを考慮し、必要となるサービス量を個別に推計しています。

(2) 地域密着型サービス量の推計方法

ア 小規模多機能型居宅介護

第8期介護保険事業計画期間中における要介護認定者数の増加や新規施設の整備計画を踏まえ、必要となるサービス量を見込んでいます。

イ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

第8期介護保険事業計画期間中における要介護認定者数の増加に対する認知症高齢者の増加や新規施設の整備計画を踏まえ、必要となるサービス量を見込んでいます。

図表 6.2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

・小規模多機能型居宅介護の整備状況（日常生活圏域ごと）

圏 域	認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	小規模多機能型 居宅介護
1 城北	2	1
2 城東	3	3
3 城西	1	1
4 雄志	3	2
5 八千浦	1	1
6 直江津	3	3
7 直江津東	3	2
8 潮陵	0	0
9 春日	1	1
10 安塚	1	0
11 浦川原	1	0
12 大島	0	0
13 牧	0	0
14 柿崎	1	1
15 大潟	1	1
16 頸城	2	2
17 吉川	1	0
18 中郷	2	1
19 板倉	1	0
20 清里	1	0
21 三和	2	2
22 名立	1	1
合 計	31	22

第6章 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保

図表 6.3 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備状況（日常生活圏域ごと）と定員

圏域	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
城北	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	36	36	36	36	36	36
城東	事業所数	2	3	3	3	3	3
	定員数(人)	27	45	45	45	45	45
城西	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
雄志	事業所数	3	3	3	3	3	3
	定員数(人)	45	45	45	45	45	45
八千浦	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
直江津	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	27	27	27	27	27	27
直江津東	事業所数	3	3	3	3	3	3
	定員数(人)	54	54	54	54	54	54
春日	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	36	36	36	36	36	36
安塚	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	9	9	9	9	9	9
浦川原	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
柿崎	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
大潟	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
頸城	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
吉川	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
中郷	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	36	36	36	36	36	36
板倉	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	9	9	9	9	9	9
清里	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
三和	事業所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	27	27	27	27	27	27
名立	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	18	18	18	18	18	18
8期整備分	事業所数	—	—	—	—	1	1
	定員数(人)	—	—	—	—	18	18
合計	事業所数	30	31	31	31	32	32
	定員数(人)	468	486	486	486	504	504

ウ 地域密着型介護老人福祉施設

第8期介護保険事業計画期間中は、新規の施設整備を行わないことから利用者数は施設の定員数で見込んでいます。

図表 6.4 地域密着型介護老人福祉施設の整備状況（日常生活圏域ごと）と定員

圏域	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
城西	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
雄志	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
直江津	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
大島	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	20	20	20	20	20	20
大潟	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
中郷	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
名立	事業所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	29	29	29	29	29	29
合計	事業所数	7	7	7	7	7	7
	定員数(人)	194	194	194	194	194	194

(3) 施設サービス量の推計方法

ア 介護老人福祉施設

第8期介護保険事業計画期間中に介護老人福祉施設に併設している短期入所生活介護から30床の転換を計画していることから、増床分を加え需要に応じたサービス量を見込んでいます。

イ 介護老人保健施設

第8期介護保険事業計画期間中に定員を10床削減する計画をし、需要に応じたサービス量を見込んでいます。

ウ 介護医療院

第7期介護保険事業計画期間中に介護老人保健施設から80床を転換したことに伴う影響も考慮し、需要に応じたサービス量を見込んでいます。

2 介護サービス量の見込み

第8期介護保険事業計画期間内における介護サービス量（要介護1～5）の見込みは、次のとおりです。特に、居宅サービスにおける訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、短期入所生活介護や、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護などのサービスの増加が見込まれます【図表6.5】。

図表 6.5 介護サービス量の見込み

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅サービス				
居宅介護支援	人/年	63,513	64,276	64,714
訪問介護	回/年	293,707	305,472	308,781
	人/年	17,148	17,842	18,032
訪問入浴介護	回/年	6,179	6,189	6,259
	人/年	1,213	1,215	1,229
訪問看護	回/年	31,607	33,233	33,733
	人/年	6,410	6,752	6,853
訪問リハビリテーション	回/年	13,707	14,722	14,812
	人/年	1,451	1,559	1,569
居宅療養管理指導	人/年	10,215	10,442	10,596
通所介護	回/年	334,617	344,663	348,498
	人/年	34,636	35,674	36,071
通所リハビリテーション	回/年	32,166	34,655	35,127
	人/年	4,503	4,852	4,918
短期入所生活介護	日/年	211,861	232,805	234,361
	人/年	16,361	17,972	18,091
短期入所療養介護	日/年	1,171	1,171	1,171
	人/年	142	142	142
特定施設入居者生活介護	人/年	3,661	3,721	3,769
福祉用具貸与	人/年	45,742	46,357	47,018
特定福祉用具購入	人/年	754	756	756
住宅改修	人/年	617	617	617

第6章 介護保険サービス量の見込みとサービスの確保

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/年	1,641	1,653	1,662
認知症対応型通所介護	回/年	5,717	5,727	5,727
	人/年	515	515	515
小規模多機能型居宅介護	人/年	5,438	5,510	5,792
認知症対応型共同生活介護	人/年	5,793	5,817	6,024
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/年	2,313	2,327	2,331
地域密着型通所介護	回/年	74,060	75,184	75,920
	人/年	8,161	8,276	8,359
施設サービス				
介護老人福祉施設	人/年	18,445	18,544	18,615
介護老人保健施設	人/年	9,227	9,343	9,427
介護療養型医療施設	人/年	12	12	12
介護医療院	人/年	955	955	957

3 介護予防サービス量の見込み

第8期介護保険事業計画期間内における介護予防サービス量(要支援1・2)の見込みは、次のとおりです。施設整備に伴い、介護予防小規模多機能型居宅介護の利用の増加が見込まれます【図表6.6】。

図表 6.6 介護予防サービス量の見込み

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防サービス				
介護予防支援	人/年	18,578	18,541	18,707
介護予防訪問入浴介護	回/年	109	109	109
	人/年	24	24	24
介護予防訪問看護	回/年	5,155	5,155	5,275
	人/年	1,031	1,031	1,031
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,707	1,707	1,707
	人/年	219	219	219
介護予防居宅療養管理指導	人/年	588	588	588
介護予防通所リハビリテーション	人/年	2,402	2,390	2,415
介護予防短期入所生活介護	日/年	4,831	4,796	4,929
	人/年	739	734	745
介護予防短期入所療養介護	日/年	300	300	300
	人/年	15	15	15
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	350	350	350
介護予防福祉用具貸与	人/年	17,071	17,032	17,217
特定介護予防福祉用具購入	人/年	240	240	240
介護予防住宅改修	人/年	375	375	375
地域密着型介護予防サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	724	724	769
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	13	13	13

4 介護予防・生活支援事業サービス量の見込み

第8期介護保険事業計画期間内における介護予防・生活支援事業サービス量（チェックリスト該当者、要支援1・2）の見込みは、次のとおりです【図表6.7】。

図表 6.7 介護予防・生活支援事業サービス量の見込み

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・生活支援事業サービス				
訪問型サービス	人/年	5,601	5,771	5,940
従前相当	人/年	1,186	1,222	1,258
緩和基準	人/年	4,415	4,549	4,682
通所型サービス	人/年	17,674	18,211	18,743
従前相当	人/年	3,283	3,383	3,482
緩和基準	人/年	14,391	14,828	15,261

第7章 介護保険事業費等の見込みと保険料

1 介護保険事業費の財政構造

介護保険事業費には、①標準給付費（介護保険サービス費）、②地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）、③地域支援事業費（包括的支援・任意事業）、④市町村特別給付があり、それぞれ費用構造が異なります。

（1）標準給付費（介護保険サービス費）の財政構造

標準給付費（介護保険サービス費）は、50%を公費で、残り50%を保険料で賄うこととされています。具体的には、国25%、県12.5%、市町村12.5%、第1号被保険者保険料23%、第2号被保険者保険料27%の負担割合で賄われています。

なお、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、人口比に基づき国が定めることとされており、第8期計画における第1号被保険者の負担割合は第7期計画と同率の23%とされました。

また、国負担分の25%のうち5%を占める調整交付金は、各市町村の割合や第1号被保険者の所得分布状況に応じて交付率が毎年調整されており、5%相当額を上回った場合は、第1号被保険者の保険料負担分に充てることとされています【図表7.1】。

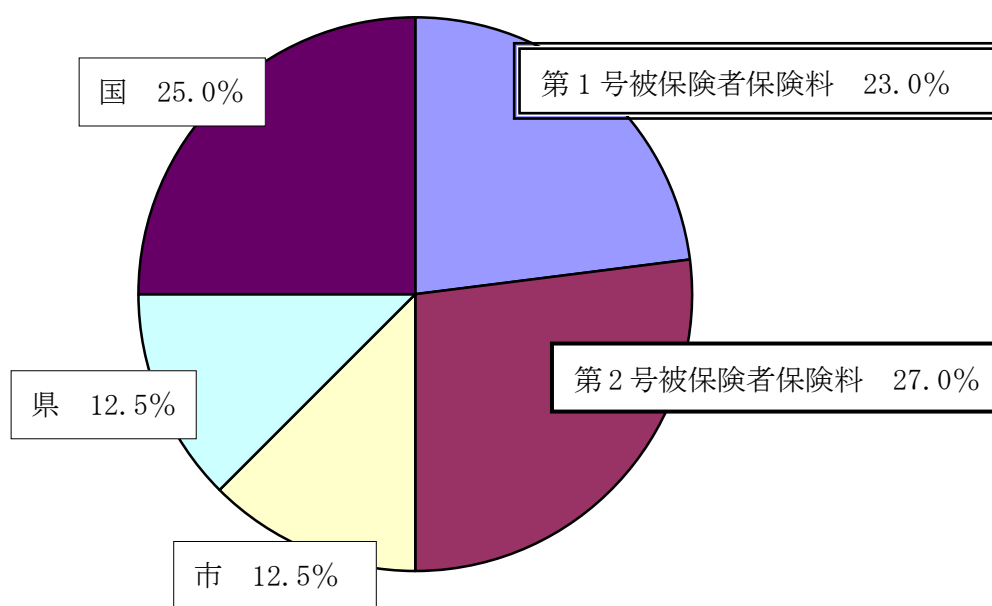
第8期計画においては、交付金の調整項目に一人当たり給付費が加わったことから、令和3年度から5年度の3か年は第7期計画期間中より交付額が増加する見込みです。

○ 「介護保険給付」に係る財源構成

※介護保険給付…要支援・要介護認定を受けた人が利用する介護保険サービスに対し、給付される費用（居宅介護サービス給付費・地域密着型介護サービス給付費・施設介護サービス給付費・高額介護サービス費など）

※地域支援事業…要支援者及びチェックリスト該当者に対して訪問型サービス・通所型サービスを提供する事業や、介護予防事業のほか、地域包括支援センター運営事業などの包括的支援事業・任意事業

図表 7.1 介護給付費及び介護予防給付費の財源構成



(2) 地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業）の財政構造

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）については、第8期介護保険事業計画期間は、標準給付費と同じ費用負担割合となります【図表 7.1】。

【具体的な事業内容】	
・介護予防・生活支援サービス事業	・介護予防ケアマネジメント事業
・一般介護予防事業	・審査費

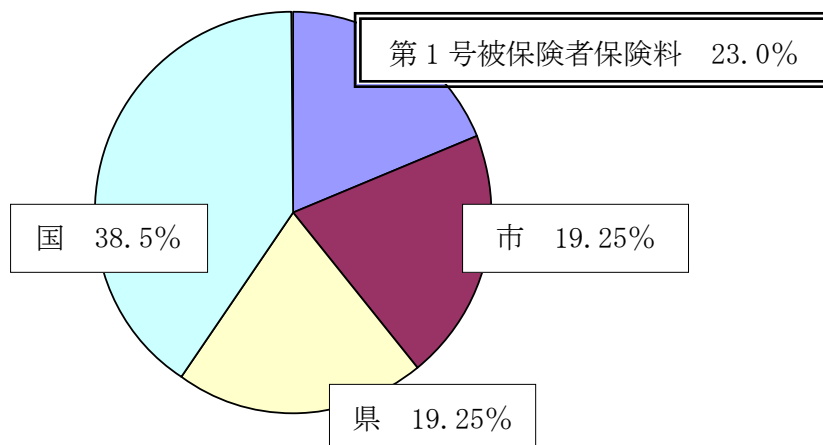
(3) 地域支援事業費（包括的支援・任意事業）の財政構造

包括的支援・任意事業は保険者共通で、次の財政構造となっています。

第1号被保険者の負担割合は23%で、標準給付費の負担割合と同様です【図表7.2】。

(第2号被保険者の負担がないため、公費負担割合が高くなっています。)

図表 7.2 地域支援事業費の費用構造



【具体的な事業内容】

- 包括的支援事業
 - ・地域包括支援センター運営事業
 - ・生活支援体制整備事業
 - ・在宅医療・介護連携推進事業
 - ・認知症総合支援事業
- 任意事業
 - ・シルバーハウジング生活援助員派遣事業
 - ・在宅介護手当給付事業
 - ・認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業
 - ・住宅改修等適正化事業
 - ・成年後見制度利用助成事業
 - ・介護相談員派遣事業
 - ・保険給付費等適正化事業
 - ・認知症サポーター等養成事業

(4) 市町村特別給付費の財政構造

市町村特別給付費は市町村の条例に定めることにより、要介護・要支援認定者に対して介護保険法で定められた保険給付以外に独自で支給できる給付費です。

第1号被保険者の保険料を財源として、市町村が独自に給付するもので、公費負担はなく第1号被保険者の負担割合は100%となります。

(5) 低所得者への対応と費用負担の公平化

低所得者が安心して介護保険サービス等を利用できるようにするため、低所得者の保険料軽減のための公費投入のほか、高額介護サービス費などの利用者負担の軽減制度を設けています。なお、介護保険制度を持続可能な制度とするため、一定以上の所得がある人については、所得に応じて費用負担が高くなるよう設定されています。

また、保険料の未納者が介護保険サービスや総合事業を利用する場合は、滞納状況等に応じた給付制限を行うなど、保険料納付者との公平性の確保に努めています。

2 介護保険事業費

令和3年度から令和5年度までの介護保険事業費については、第6章で見込んだサービス量を基に推計しています。【図表7.3～7.7】。

(1) 介護給付費の見込み

図表7.3 介護給付費の見込み

(単位：千円)			
サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス			
居宅介護支援	967,325	979,069	985,579
訪問介護	906,279	942,435	952,663
訪問入浴介護	72,683	72,798	73,625
訪問看護	223,284	234,876	238,420
訪問リハビリテーション	40,462	43,459	43,726
居宅療養管理指導	73,888	75,497	76,608
通所介護	2,685,911	2,766,440	2,797,499
通所リハビリテーション	285,795	307,889	312,014
短期入所生活介護	1,725,346	1,895,370	1,908,193
短期入所療養介護	11,688	11,688	11,688
特定施設入居者生活介護	689,979	701,139	709,950
福祉用具貸与	558,858	566,248	574,315
特定福祉用具購入	22,553	22,621	22,621
住宅改修	55,441	55,441	55,441
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	272,385	274,461	275,946
認知症対応型通所介護	49,608	49,696	49,696
小規模多機能型居宅介護	1,033,174	1,047,054	1,100,199
認知症対応型共同生活介護	1,480,938	1,487,305	1,540,206
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	682,822	686,645	687,873
地域密着型通所介護	630,972	640,770	646,904
(3) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	5,010,023	5,034,552	5,053,216
介護老人保健施設	2,499,721	2,531,053	2,553,677
介護療養型医療施設	4,628	4,628	4,628
介護医療院	316,629	316,629	317,652
介護給付費計（小計）	20,300,392	20,747,763	20,992,339

(2) 介護予防給付費の見込み

図表 7.4 介護予防給付費の見込み

(単位：千円)

サービス種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防支援	82,549	82,385	83,122
介護予防訪問入浴介護	758	758	757
介護予防訪問看護	23,215	23,215	23,496
介護予防訪問リハビリテーション	5,074	5,074	5,074
介護予防居宅療養管理指導	4,248	4,248	4,248
介護予防通所リハビリテーション	82,749	82,256	83,064
介護予防短期入所生活介護	29,667	29,448	29,931
介護予防短期入所療養介護	1,859	1,859	1,859
介護予防特定施設入居者生活介護	26,883	26,883	26,883
介護予防福祉用具貸与	107,881	107,584	108,760
特定介護予防福祉用具購入	6,645	6,645	6,645
介護予防住宅改修	37,852	37,852	37,852
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防小規模多機能型居宅介護	56,277	56,277	59,746
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,385	3,385	3,385
介護予防給付費計(小計)	469,042	467,869	474,822
総給付費(介護給付費+介護予防給付費) a	20,769,434	21,215,632	21,467,161
特定入所者介護サービス費等給付費 b	797,182	736,413	747,664
高額介護サービス費等給付費 c	471,445	474,172	481,083
高額医療合算介護サービス費等給付費 d	64,796	65,622	66,574
審査支払手数料 e	12,564	12,684	12,857
標準給付費見込額(a+b+c+d+e)	22,115,421	22,504,523	22,775,339

(3) 地域支援事業費の見込み

図表 7.5 地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	509,936	525,429	540,789
	訪問型サービス	97,827	100,795	103,749
	通所型サービス	410,811	423,296	435,663
	高額介護サービス費相当事業	1,298	1,338	1,377
	介護予防ケアマネジメント事業	42,896	45,104	47,425
	一般介護予防事業	41,141	41,141	41,141
	審査費	938	960	988
	小 計 a	594,911	612,634	630,343
包括的支援事業・任意事業	包括的支援事業	325,586	326,246	326,246
	任意事業	40,669	41,647	42,605
	小 計 b	366,255	367,893	368,851
合 計(a+b)		961,166	980,527	999,194

※包括的支援事業・任意事業の主な事業

○ 包括的支援事業

地域包括支援センター運営事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業

○ 任意事業

認知症サポーター等養成事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、成年後見制度利用助成事業、在宅介護手当給付事業、介護相談員派遣事業、認知症対応型グループホーム利用者負担金助成事業、保険給付費等適正化事業、住宅改修等適正化事業

(4) 市町村特別給付費の見込み

本人の収入状況等に応じ、認知症などで判断能力が不十分な人の成年後見制度利用時の申し立て費用や、日常生活支援事業（権利擁護事業）の生活援助にかかる費用の9割から7割を給付します【図表 7.6】。

図表 7.6 市町村特別給付費の見込み

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
権利擁護等利用助成事業	1,093	1,103	1,118

3 介護保険財政調整基金

第7期事業計画期間の保険給付費は、居宅サービスなどで計画値を下回ったことから、第1号被保険者の保険料収入との差額を「介護保険財政調整基金」に積み立てることとし、第8期介護保険事業計画期間において、この基金を取り崩し、保険料を軽減するための財源としました。

4 予定保険料収納率

第1号被保険者からの保険料徴収は、納付書や口座振替で市に納付する普通徴収と年金から天引きする特別徴収があります。普通徴収分については100%の徴収ではない現状を踏まえ、第8期の保険料収納率を99.70%と見込んでいます。

5 保険料

(1) 保険料収納必要額（収納率反映後）

第8期の第1号被保険者の保険料の収納で必要となる額は、約156億円です【図表7.7】。

図表7.7 保険料必要額の推計

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
① 標準給付費見込額	22,115,421	22,504,523	22,775,339	67,395,283
② 地域支援事業見込額（ア＋イ）	961,166	980,527	999,194	2,940,887
ア 介護予防・日常生活支援総合事業	594,911	612,634	630,343	1,837,888
イ 包括的支援事業・任意事業	366,255	367,893	368,851	1,102,999
③ 計（①＋②）	23,076,587	23,485,050	23,774,533	70,336,170
④ 第1号被保険者負担分相当額 （③×23%）	5,307,616	5,401,562	5,468,143	16,177,321
⑤ 市町村特別給付費	1,093	1,103	1,118	3,314
⑥ 財政調整基金取崩額	102,681	102,681	102,681	308,043
⑦ 調整交付金相当額（※）	95,383	97,092	98,303	290,778
⑧ 保険料収納必要額 （④＋⑤－⑥－⑦）	5,110,645	5,202,892	5,268,277	15,581,814
⑨ 保険料収納率	99.70%	99.70%	99.70%	99.70%
⑩ 保険料収納必要額（収納率反映後）	5,126,024	5,218,548	5,284,130	15,628,702

（※）調整交付金交付割合は、第7期と同様の割合を見込み、令和3年度5.42%、令和4年度5.42%、令和5年度5.42%としています。このうち、5%を超える額については、第1号被保険者の保険料に充てることとされているため、標準給付費見込額（①）と介護予防・日常生活支援総合事業（②のア）の合計額に以下の割合（X）を乗じた額を⑦に記載しています。

（X）：令和3年度0.42%、令和4年度0.42%、令和5年度0.42%

(2) 基準額等の算出方法

- 保険料必要額 15,628,702 千円 ÷ 保険料計算上の被保険者数 (C) 189,657 人
= 年額保険料 (基準額) 82,405 円
- 年額保険料は 100 円単位にしていることから切り上げて、82,500 円
- 月額保険料 82,500 円 ÷ 12 か月 = 6,875 円

※上記の保険料基準額は現時点における試算であり、今後、以下の未反映要素を反映させることにより変動します。

- 未反映要素
 - ・令和3年度介護報酬改定 (令和3年1月に国から通知予定)
 - ・調整交付金差額相当額 (12月発表予定)

図表 7.8 所得段階別第1号被保険者数の見込み

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計 (A)	保険料 負担割合 (B)	保険料計算上 の人数 (C) = (A) × (B)
第1段階	6,811人	6,817人	6,793人	20,421人	0.40	8,168人
第2段階	4,690人	4,694人	4,677人	14,061人	0.51	7,171人
第3段階	4,777人	4,781人	4,764人	14,322人	0.56	8,020人
第4段階	8,039人	8,046人	8,017人	24,102人	0.92	22,174人
第5段階	13,031人	13,044人	12,997人	39,072人	1.00	39,072人
第6段階	2,787人	2,789人	2,779人	8,355人	1.15	9,608人
第7段階	9,182人	9,189人	9,157人	27,528人	1.20	33,034人
第8段階	3,951人	3,954人	3,940人	11,845人	1.34	15,872人
第9段階	3,079人	3,081人	3,070人	9,230人	1.35	12,461人
第10段階	1,907人	1,909人	1,902人	5,718人	1.65	9,435人
第11段階	1,706人	1,708人	1,702人	5,116人	1.95	9,976人
第12段階	966人	966人	963人	2,895人	2.25	6,514人
第13段階	426人	426人	425人	1,277人	2.60	3,320人
第14段階	180人	180人	180人	540人	2.70	1,458人
第15段階	402人	402人	401人	1,205人	2.80	3,374人
合 計	61,934人	61,986人	61,767人	185,687人		189,657人

※保険料計算上の人数は、基準額を求めるため段階別の人数に保険料負担割合率を乗じた人数

(3) 当市における保険料設定

① 第7期介護保険事業計画と同じ段階区分及び負担割合を適用

〔市民税課税世帯の多段階化の継続〕

第7期と同様に、市民税課税層の段階数を標準よりも多段階とします。

〔負担能力に応じた保険料負担割合の設定〕

負担能力に応じた保険料負担となるように設定した第7期の考え方を継承し、市民税世帯非課税の人の負担割合を国の標準的な負担割合よりも低く設定しました。

② 公費投入による市民税非課税世帯の第1号被保険者にかかる保険料軽減

令和元年10月からの消費税率10%への引上げに伴う国の低所得者に対する介護保険料軽減強化に合わせ、市民税非課税世帯（第1段階～第3段階）の介護保険料を軽減します。

(4) 低所得者等に対する保険料の減免制度

世帯の収入が少なく、保険料の支払いが困難な人に対して、申請に基づき保険料の減免を行っています。介護保険制度は、被保険者が応分の負担をすることで支えている制度であることから、保険料の減免対象者は、次のいずれにも該当する人としています。

- ・世帯の収入が生活保護基準額を下回っている。
- ・他の世帯の市町村民税課税者の扶養を受けていない。
- ・活用できる資産を有しない。

第7章 介護保険事業費等の見込みと保険料

図表 7.9 第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者介護保険料

保険料基準額 (X)	年額 82,500円	月額 6,875円
------------	------------	-----------

※上記の保険料基準額は現時点における試算

段 階 ※ () は負担割合				所得段階の要件	年額保険料 (月額保険料) 単位: 円	
7期 (令和2年度)	8期				第7期 (令和2年度) (D)	第8期 (E=X×C)
	条例に定める 負担割合 (A)	公費軽減割合 (B)	本人負担割合 (C=A-B)			
第1段階 (0.20)	第1段階 (0.40)	(0.20)	(0.20)	生活保護者及び高齢福祉年金受給者または課税 年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円 以下で市民税世帯非課税の人	15,600 (1,300)	16,500 (1,375)
第2段階 (0.26)	第2段階 (0.51)	(0.25)	(0.26)	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120 万円以下の人	20,300 (1,691)	21,500 (1,791)
第3段階 (0.51)	第3段階 (0.56)	(0.05)	(0.51)	市民税世帯非課税かつ第1段階の対象者以外で 課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が120 万円を超える人	39,700 (3,308)	42,100 (3,508)
第4段階 (0.92)	第4段階 (0.92)	—	(0.92)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金 額の合計額が80万円以下の人(世帯内に市民税 課税者がいる場合)	71,600 (5,966)	75,900 (6,325)
(基準額) 第5段階 (1.00)	(基準額) 第5段階 (1.00)	—	(1.00)	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金 額の合計額が80万円を超える人(世帯内に市民 税課税者がいる場合)	77,800 (6,483)	82,500 (6,875)
第6段階 (1.15)	第6段階 (1.15)	—	(1.15)	市民税課税で、合計所得金額が50万円未満の人	89,500 (7,458)	94,900 (7,908)
第7段階 (1.20)	第7段階 (1.20)	—	(1.20)	市民税課税で、合計所得金額が50万円以上125 万円未満の人	93,400 (7,783)	99,000 (8,250)
第8段階 (1.34)	第8段階 (1.34)	—	(1.34)	市民税課税で、合計所得金額が125万円以上160 万円未満の人	104,300 (8,691)	110,600 (9,216)
第9段階 (1.35)	第9段階 (1.35)	—	(1.35)	市民税課税で、合計所得金額が160万円以上200 万円未満の人	105,100 (8,758)	111,400 (9,283)
第10段階 (1.65)	第10段階 (1.65)	—	(1.65)	市民税課税で、合計所得金額が200万円以上250 万円未満の人	128,400 (10,700)	136,200 (11,350)
第11段階 (1.95)	第11段階 (1.95)	—	(1.95)	市民税課税で、合計所得金額が250万円以上350 万円未満の人	151,800 (12,650)	160,900 (13,408)
第12段階 (2.25)	第12段階 (2.25)	—	(2.25)	市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500 万円未満の人	175,100 (14,591)	185,700 (15,475)
第13段階 (2.60)	第13段階 (2.60)	—	(2.60)	市民税課税で、合計所得金額が500万円以上700 万円未満の人	202,300 (16,858)	214,500 (17,875)
第14段階 (2.70)	第14段階 (2.70)	—	(2.70)	市民税課税で、合計所得金額が700万円以上900 万円未満の人	210,100 (17,508)	222,800 (18,566)
第15段階 (2.80)	第15段階 (2.80)	—	(2.80)	市民税課税で、合計所得金額が900万円以上の 人	217,900 (18,158)	231,000 (19,250)

所得段階別の保険料年額は、第1号被保険者の保険料基準額(年額)に所得段階別の負担割合を乗じ、100円未満切り上げて端数処理したもの。また、月額は年額を12か月で割った額(小数点以下切捨て)

図表 7.10 第8期 月額保険料基準額（一人当たり）の内訳

第8期 月額保険料基準額（一人当たり）の内訳			
* 月額保険料基準額 = ① - ② - ③ = 6,875円			
	第7期	第8期（比較増減）	第8期給付費内訳
①保険給付費等 ⇒	7,049円	7,133円（+84円）	
②財政調整基金取崩額 ⇒	333円	133円（△200円）	居宅介護サービス 2,737円（38.4%）
③調整交付金差額相当額 ⇒	233円	125円（△108円）	
* 月額保険料基準額	6,483円	6,875円（+392円）	
			施設サービス 2,398円（33.6%）
			高額介護サービス費など 400円（5.6%）
			地域支援事業費 298円（4.2%）

※上記の保険料基準額は現時点における試算であり、今後、以下の未反映要素を反映させることにより変動します。

○未反映要素

- ・令和3年度介護報酬改定（令和3年1月に国から通知予定）
- ・調整交付金差額相当額（12月発表予定）

令和 3 年度地域包括支援センターの重点取組業務

①地域ケア会議の推進

【取組内容】

- ・介護認定要支援者の自立を阻害する課題を解決するため、助言者を交えた地域ケア個別会議を実施し、適切な介護予防支援に繋げる。
- ・地域ケア推進会議において、障害福祉や地域での見守りに関する地域課題の整理や具体的な対応の検討に取り組む。
- ・地域ケア推進会議を実施し、相談支援事業所と地域包括支援センター等とのネットワークづくりに取り組み、相互理解を深める。

②医療・介護連携の推進

【取組内容】

- ・かかりつけ医や多職種と顔の見える連携体制の構築に向け、地域連絡連携票の活用や ICT の活用を周知するとともに、介護支援専門員を対象とした医療連携に関する研修会等を実施する。

③複合的な課題を抱えるケースへの対応

【取組内容】

- ・複合的な課題を抱えるケースについて、関係機関と連携しながら課題の解決ができるよう、事例検討や研修会等を通して地域包括支援センター職員の対応力の向上を図る。
- ・支援者が高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、適切な対応ができるよう、虐待防止マニュアルの活用を図り、虐待に関する意識を高める。

すこやかに老いるための市民啓発講座について

1 実施内容と実績

平成 29 年度から地域自治区ごとに、高齢者のフレイルや認知症、筋骨格系疾患予防及び、老後の人生を考えるきっかけづくりを目的に 4 回シリーズの講座を計画し、延べ 2,523 人が参加。(令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、回数を減らして実施)

	すこやかに老いるための市民講座の内容	実績 (人数)	開催回数 延べ参加人数
平成 29 年度	①医療や介護の実態と骨折予防(実技含む)	214	実施回数 111 回 延べ 625 人 (平均 5.6 人)
	②介護予防の必要性、認知症の理解とその予防、口腔ケア	166	
	③介護保険制度について、地域の支援者について知ろう	150	
	④実際の在宅介護体験から学ぶ、今後の人生設計について考える	96	
平成 30 年度	①高齢者の相談窓口の紹介、高齢者の医療・介護の実態について	140	実施回数 112 回 延べ 721 人 (平均 6.5 人)
	②今日からできる転倒・骨折予防、口腔ケア	212	
	③認知症の正しい理解と予防について	185	
	④実際の在宅介護体験から学ぶ、今後の人生設計について考える	184	
令和 元 年度	①高齢者の医療・介護の実態について、高齢者の相談窓口の紹介	183	実施回数 112 回 延べ 834 人 (平均 7.4 人)
	②上越市認知症施策総合戦略について、認知症の理解と予防	228	
	③こころの健康	208	
	④住み慣れた地域で暮らし続けるためにできること、今後の人生、もしもの時について考える	215	
令和 2 年度	①・住み慣れた地域で暮らし続けるということ ・知っていますか?「人生会議」	164	実施回数 56 回 延べ 343 人 (平均 6.1 人)
	②・認知症の正しい理解と予防 ・こころの健康・からだの健康	179	

2 今後の介護予防のための市民啓発について

- ・参加者からは、「介護予防の大切さを認識でき、地域のサロンの利用につながった。」
「地域の相談窓口(地域包括支援センター)が分かった。」という声が聞かれた反面、「他の介護予防の講座等と内容が重複している。」との指摘があった。
また、本講座の参加者は、健康づくり等に関心の高い元気な高齢者が多く、日ごろから主体的に介護予防に取り組んでいる人が多かった。
- ・このようなことから、これまでの取組を整理し、介護予防の啓発については、引き続き地域自治区ごとに開催しているすこやかサロン等を行うとともに、認知症の正しい理解と予防については、認知症サポーター養成講座において実施していくこととした。
- ・医療や介護が必要になった時の暮らし方や生き方について考える講座については、在宅医療・介護連携推進事業において企画し、開催していく予定。

令和2年度地域包括支援センター業務実績(4月～12月合計)

■障害者等(ひきこもりの人を含む)支援業務

(1)総合相談支援業務

①相談件数

	たかだ	みんなであそぶ	センター病院	高田の郷	リポーン	ふもと	府中会	府中会	名立	しおさい	大湯	頸城	柿崎	柿崎	吉川	浦川原	浦川原	安塚	大島	牧	あたご	三	和	中	郷	坂	倉	清	星	計			
新規相談実人数	27	31	40	22	37	26	35	29	6	46	30	16	22	21	1	51	34	11	3	3	37	8	12	12	5	374							
相談延べ人数	144	265	323	219	367	264	461	407	54	273	199	74	100	95	5	111	91	11	4	5	345	79	158	90	18	2,872							

○相談経路

本人	76	124	117	104	92	52	262	257	5	107	84	23	39	35	4	17	15	0	2	0	145	21	88	34	2	1,135							
家族等	14	32	33	26	55	42	30	24	6	59	51	8	19	19	0	16	13	1	2	0	42	10	11	15	6	368							
関係機関	54	103	166	89	216	166	150	126	24	105	63	42	38	37	1	75	61	9	0	5	155	47	59	41	8	1,317							
その他	0	6	7	0	4	4	19	0	19	2	1	4	4	4	0	3	2	1	0	0	3	1	0	0	2	52							
計	144	265	323	219	367	264	461	407	54	273	199	74	100	95	5	111	91	11	4	5	345	79	158	90	18	2,872							

○相談方法

電話	86	147	190	190	246	195	303	274	29	141	110	31	61	56	5	72	59	7	3	3	222	44	94	78	6	1,853							
来所	10	22	14	4	13	15	22	20	2	44	35	9	2	2	0	17	13	3	0	1	76	16	47	9	4	239							
文書	0	0	12	0	8	3	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	1	28							
訪問	42	74	58	21	97	45	90	73	17	73	53	20	34	34	0	12	11	0	0	1	30	9	15	1	5	576							
電子メール	0	5	0	3	0	4	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23							
その他	6	17	49	1	3	2	45	40	5	4	1	3	2	2	0	10	8	1	1	0	14	10	0	2	2	153							
計	144	265	323	219	367	264	461	407	54	273	199	74	100	95	5	111	91	11	4	5	345	79	158	90	18	2,872							

○障害等の種別※主なもの

身体障害	1	11	9	2	30	4	8	3	5	6	2	4	1	1	0	4	4	0	0	0	10	1	7	1	1	86							
重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
知的障害	6	19	20	31	26	3	28	28	0	19	14	5	13	13	0	6	4	2	0	0	50	1	44	3	2	221							
精神障害	12	10	58	42	50	21	43	33	10	60	40	20	27	25	2	37	24	9	0	4	40	6	22	9	3	400							
発達障害	3	24	18	0	4	0	6	6	0	2	1	1	2	2	0	9	9	0	0	0	3	3	0	0	0	71							
高次脳機能障害	0	1	0	0	3	0	0	0	0	10	9	1	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	18							
難病等	0	7	1	0	0	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	14							
ひきこもり	4	7	2	1	5	10	3	2	1	8	2	6	6	6	0	3	3	0	0	0	3	3	0	0	0	52							
その他	6	1	9	1	0	6	3	3	0	11	10	1	5	5	0	7	3	0	4	0	0	0	0	0	0	49							
計	32	80	117	77	118	47	92	76	16	116	78	38	56	54	2	68	48	11	5	4	108	14	75	13	6	911							

○相談内容

福祉サービスの利用	21	90	88	68	89	80	137	117	20	67	52	15	15	15	0	21	17	4	0	0	71	33	27	9	2	747							
障害や症状の理解	28	77	77	7	22	16	9	3	6	78	72	6	0	0	0	39	33	6	0	0	13	0	13	0	0	366							
健康・医療	38	129	175	84	174	42	131	112	19	131	113	18	50	47	3	41	25	9	2	5	38	5	20	3	10	1,033							
不安の解消・情緒の安定	65	63	173	53	44	26	22	17	5	127	112	15	7	6	1	35	29	6	0	0	107	9	96	1	1	722							
保育・教育	2	6	1	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	2	1	0	1	0	5	0	0	5	0	20							
家族関係・人間関係	34	92	30	15	70	28	9	3	6	79	70	9	21	21	0	45	41	3	0	1	14	9	4	0	1	437							
家計・経済	79	45	31	17	52	82	134	133	1	85	78	7	7	4	3	38	30	5	3	0	81	25	2	47	7	651							
生活技術	43	65	20	10	50	13	11	4	7	27	24	3	0	0	0	31	26	5	0	0	3	1	1	0	1	273							
就労	44	27	51	11	52	11	65	64	1	97	77	20	27	23	4	23	20	2	1	0	46	8	5	29	4	454							
社会参加・余暇活動	11	13	27	3	4	8	2	1	1	26	24	2	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	98							
権利擁護	20	3	62	10	8	74	20	9	11	6	3	3	0	0	0	18	18	0	0	0	0	0	0	0	0	221							
介護方法や介護の悩み	1	3	1	0	0	5	6	0	6	22	19	3	0	0	0	6	2	4	0	0	7	0	7	0	0	51							
ひきこもり	6	2	35	3	29	16	8	7	1	19	14	5	13	13	0	4	4	0	0	0	8	3	0	5	0	143							
その他	0	9	62	20	24	5	60	53	7	26	14	12	4	4	0	6	6	0	0	0	41	10	11	16	4	257							
計	392	624	833	302	618	406	614	523	91	793	675	118	146	135	11	309	252	44	7	6	436	103	187	115	31	5,473							

○支援方法

訪問	29	57	81	40	37	57	25	13	12	32	23	9	28	27	1	39	32	2	2	3	18	7	5	1	5	443							
来所	10	20	14	11	11	10	12	9	3	21	18	3	2	1	1	26	25	0	0	1	23	6	9	8	0	160							
同行	28	20	18	26	7	39	25	22	3	22	18	4	6	6	0	19	19	0	0	0	2	2	0	0	0	212							
電話	48	129	221	74	172	190	116	102	14	89	78	11	34	27	7	98	94	1	2	1	115	22	37	53	3	1,286							
電子メール	4	7	4	1	0	12	0	0	0	36	4	32	0	0	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	67							
個別支援会議	11	4	4	2	1	7	11	11	0	16	14	2	5	5	0	31	22	7	0	2	6	1	4	0	1	98							
関係機関への連絡	37	14	48	106	13	90	55	34	21	77	37	40	15	15	0	85	75	4	2	4	65	18	25	16	6	605							
関係機関への相談	51	19	23	39																													

地域包括支援センター運営事業委託仕様書
(地域包括支援センター〇〇)

1 委託名 地域包括支援センター運営事業

2 業務目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、担当エリアの地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

3 委託期間

委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4 委託場所

〇〇地区

5 業務内容

受託者が行う業務の内容は次のとおりとし、常に善良な管理者の注意のもと、公平、公正、中立の立場から実施するものとする。

(1) 高齢者支援業務

① 総合相談支援業務

ア 総合相談

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて、地域に住む高齢者等に関するさまざまな相談を受け、地域における適切なサービス・関係機関・制度につなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて支援センターの各業務につなげていくものとする。

イ 実態把握

地域の高齢者等について、支援が必要な人を発見するとともに、地域ごとの課題やニーズを把握するため、以下の業務を行うものとする。

- ・ 上越市が提供する名簿等を利用し、個別訪問を行うこと。
- ・ 訪問を通して、個人の生活機能（運動、栄養、口腔、閉じこもり、うつ、転倒骨折、虚弱等）に関するリスク、生活支援に関するニーズ、権利擁護の必要性を把握すること。
- ・ 訪問を通して、地域にどのような課題や傾向があるのか、また、地域に存在する社会資源の実態や活用状況等を把握し、地域ケア会議等を活用して地域課題や今後必要となるネットワーク、社会資源を明らかにすること。
- ・ 個別訪問においては、市が定めるチェックシートを利用すること。

- ・ 実態把握及び介護ニーズの結果を記載した台帳を整備すること。
- ウ 介護認定の申請受付及びチェックリストの作成について
 - 介護認定の申請に当たり、申請受付やチェックリストの作成等を行うこと。
- エ その他在宅福祉の向上に必要と認められる業務
- ② 権利擁護業務
 - ア 高齢者虐待の防止及び啓発に関する業務
 - イ 高齢者虐待ケースへの対応
 - 高齢者の虐待防止と養護者への支援に関し、市と連携して下記の業務を行う。
 - ・ 虐待の相談・通報・届出への対応
 - ・ 関係機関からの情報収集と訪問調査
 - ・ 支援方針の決定に向けた高齢者虐待対応会議への参加等
 - ・ 措置後の支援
 - ・ 支援実施後のモニタリング
 - ウ 判断能力を欠く状況にある人への支援
 - 高齢者の判断能力の状況等を把握し、必要に応じて成年後見制度又は日常生活自立支援事業など、適切な利用及び申請等を支援する。
 - エ 消費者被害の防止及び対応に関する業務
- ③ 介護支援専門員への支援業務
 - ア 介護支援専門員のスキルアップ
 - インフォーマルサービスの活用や自立支援に資するケアプランの作成、給付適正化の視点での介護保険サービスの利用など介護支援専門員の支援を重点的に実施するために指導及び情報提供を行うこと。また、介護支援専門員のニーズに基づき、介護支援専門員研修会及び関係機関との意見交換会をそれぞれ年1回以上開催すること。なお、実施1か月前までに計画書、実施後2週間以内に報告書を作成し、それぞれ市担当課に提出すること。
 - イ 処遇困難事例への支援
 - 処遇困難事例について介護支援専門員からの相談を受け、関係機関と調整・連携の上、対応すること。
- (2) 障害者等（ひきこもりの人を含む）支援業務
 - ① 障害者等相談支援事業
 - ア 総合相談
 - ・ 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて、地域に住む障害者等（ひきこもりの人を含む）に関するさまざまな相談を受け、地域における適切なサービス・関係機関・制度につなぎ、継続的にフォローするものとする。
 - ・ 障害福祉に関する総合的な相談窓口として、利用者からの相談のほか、関係機関（医療機関、福祉事業所など）からの相談に対応すること。
 - ・ 個別訪問を行う場合は、市が定めるチェックシートを利用すること。

イ 相談者の日常生活全般についての助言、援助

- ・相談者の日常生活全般に関する相談に対し助言するとともに、必要に応じて相談者に同行して関係機関へ出向き、手続きなどの支援を行う。

ウ 相談者の福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

- ・相談者の日常生活全般についての総合的・専門的な相談窓口として、相談者への助言、援助、福祉サービスの利用援助、福祉サービス導入までの事前調整を行うこと。

② 権利擁護業務

ア 障害者虐待の防止及び啓発に関する業務

イ 障害者虐待ケースへの対応

障害者の虐待防止と養護者への支援に関し、市と連携して下記の業務を行う。

- ・虐待の相談・通報・届出への対応
- ・関係機関からの情報収集と訪問調査
- ・支援方針の決定に向けた障害者虐待対応会議への参加等
- ・措置後の支援
- ・支援実施後のモニタリング

ウ 判断能力を欠く状況にある人への支援

障害者の判断能力の状況等を把握し、必要に応じて成年後見制度又は日常生活自立支援事業等の適切な利用及び申請等を支援する。

エ 消費者被害の防止及び対応に関する業務

(3) 生活困窮者支援業務（自立相談支援事業）

本事業は、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立などについて、本人の尊厳の確保に配慮しながら、本人の状態に応じた自立を支援する。

- ① 相談者が抱える課題を包括的に把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思確認を通して、個々人の状態にあったプランの作成を行う。また、生活困窮者等が相談をしやすいよう窓口を設置する他、積極的な訪問により相談できる体制を整えること。
- ② プランに基づく支援が決定した後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の自立に向け、就労、精神保健、法律、医療相談等の支援を包括的・継続的に行うこと。
- ③ 就労準備等支援事業実施機関と情報を共有し、連携して事業を行うこと。
- ④ 生活困窮者の早期把握や就労を含めた社会参加の場を広げるため、関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域にある社会資源を積極的に活用した支援を実施する。

※ 事業実施に係る市及び関係機関との連携方法及び具体的な実施方法は別紙を参照すること。

(4) 障害者、生活困窮者及び高齢者を含めた上越市版地域包括ケアシステム構築のための業務

- ① 介護及び障害福祉サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動及びインフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境（以下「連携体制」という。）を整備すること。また、連携体制を支える基盤として、多職種協働による地域包括ケアシステムを構築すること。
- ② 上越市版地域包括ケアシステム構築に向けた取組として、専門多職種が連携し地域課題を協議する場として、地域ケア推進会議を年3回以上実施すること。なお、実施1か月前までに地域ケア推進会議計画書をまた、実施後2週間以内に報告書を作成し、それぞれ市担当課に提出すること。

(5) その他

災害発生時においては、市及び関係機関との迅速な連携を図り、必要に応じ要援護者等に対する適切な支援を行うこと。

6 業務体制等

受託者は業務を実施するため、次の体制を整えるものとする。

- (1) 支援センターの管理責任者を定めること。
- (2) 高齢者支援業務には、次に掲げる資格を有する職員を常勤職員として4人以上配置することとし、①から③の職種については、必ず配置すること。
 - ① 社会福祉士等
 - ② 保健師等
 - ③ 主任介護支援専門員等
 - ④ 介護支援専門員
- (3) 障害者等（ひきこもりの人を含む）及び生活困窮者支援業務には、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員（相談支援員）を常勤職員として1人以上配置すること。
- (4) (2)、(3)において、常勤雇用ができず、やむを得ず非常勤職員での雇用となった場合は、委託料人件費分の7割の支払いとする。（非常勤職員での対応は2か月間以内とし、2か月を超える期間での非常勤は認めず、減算とする）常勤職員への変更は変更届の提出後の最初の月1日付とし、人件費の支払いもこれに準ずるものとする。
- (5) 相談を受けた事案について、可能な限り速やかに必要な対応を行うこと。
- (6) 相談を受けた者の公的サービスの利用について、必要に応じ、代筆、申請等の手続きをすること。
- (7) 相談を受けた者及びその世帯に関する基礎事項、支援サービス計画、処遇目標、達成状況等を記載した台帳を整備し、継続的支援、処遇の適正実施を図ること。
- (8) 支援センターの運営時間外においても、緊急の相談等に24時間対応できる体制を整えること。

※上越市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例に基づくもの

7 帳簿の整備及び活動計画並びに予算

受託者は本事業の運営について、必要な帳簿を備え付けるとともに、年間活動計画と予算を作成し、市長に提出しなければならない。予算は市の指定する様式で作成し、報告すること。

8 実績報告及び決算

受託者は毎月10日までに前月分の実績を市の指定する様式で報告するとともに、委託期間終了後30日以内に事業実績報告書と決算を市長に報告しなければならない。事業実施報告は、仕様書の事業区分ごとに作成し、事業実施の効果及び評価、今後の課題などを盛り込んだ内容とすること。決算は市の指定する様式で作成し、報告すること。

9 支払いに関する事項

(1) 実績に基づく支払い

① 5-(1)-①-イ 実態把握業務については、契約した単価により上記8の実績報告に基づき支払金額を決定するものとし、対象者1名に対して年度内1回の実績のみを支払いの対象とする。

② 支払いの時期は、実績報告の検収を受けた後、各期の最終月の翌月に請求を受け30日以内に支払うものとする。

第1期： 4月から6月まで

第2期： 7月から9月まで

第3期： 10月から12月まで

第4期： 1月から3月まで

(2) 定額支払い

上記(1)-①を除く業務については、総価契約により決定した金額を次のとおり支払うものとし、支払金額に端数が生じた場合は、1,000円未満を切り捨てた額を第3期までの支払金額とし、端数分は最終支払時に合わせて支払うものとする。

第1期： 4月末 契約金額の30%

第2期： 7月末 契約金額の20%

第3期： 10月末 契約金額の30%

第4期： 1月末 契約金額の20%

10 個人情報の取扱い

(1) 事業実施に当たり、個人情報の取扱いに関して次の事項を遵守すること。

① 個人情報の漏洩の防止

② 受託者以外への利用や第三者への提供の禁止

③ 個人情報の管理についての調査に応ずる義務

④ 事故等の報告義務

(2) 個人情報が漏洩した場合は、市担当課へ速やかに報告し、対応を協議すること。

11 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

12 環境に配慮する共通事項

- (1) 業務に必要な消耗品等（用紙含む）は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品等を使用すること。
- (2) 業務の遂行にあたり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

13 新型コロナウイルス感染症対策に関する共通事項

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に則り、「新しい生活様式」の実践例をはじめ、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対策を講じること。

14 その他

- (1) 委託業務（特に加算対象の事業や実績払い）について、取組が不十分であると市が判断した場合は口頭で指導を行うこととし、改善が図られない場合は、書面にて事業改善の指導を行う。文書での指導を受けた場合は、改善計画書の提出を必須とする。（書式は任意）
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度双方協議の上決定し処理するものとする。

※見積方法（以下の業務種別・単位に基づき見積もってください。）

	業務種別	単位	予定数量	見積金額
1	高齢者支援業務（実態把握）	1 件	-	単価（非課税）
2	〃（上記以外）	1 式	1	総価（非課税）
3	障害者等支援業務	1 式	1	総価（非課税）
4	生活困窮者支援業務	1 式	1	総価（課税）

【別紙】

(生活困窮者支援業務)

1 市及び関係機関との連携方法

(1) 相談受付時の対応等

新規に相談を受け付けたすべてのケースについて、受託者は別に定める利用者一覧表により、毎週、市へ報告すること。なお、相談受付の段階で、特に生活保護制度へのつながりが必要な緊急性の高いケースについては、受託者から市へ速やかに報告すること。また、受託者は毎月 5 日までに前月分の支援登録者（継続登録者、当該月の新規登録者及び集結者）名簿を市の指定する様式で報告すること。

(2) 支援調整会議の開催への参加（年 12 回開催）

市、サービス提供事業者等の関係機関の担当者とともに、支援内容を調整、検討、評価する市主催の会議に毎月 1 回参加すること。

(3) 事業連絡会への参加（随時）

生活困窮にかかる地域の課題整備や必要な支援体制の検討を行う関係機関を集めた市主催の連絡会に参加すること。

2 委託業務の具体的な実施方法

(1) 支援の方法

- ① 当該事業においては、支援対象者が最終的に安定的な自立生活を営めるようになることを目指して、これを実現するための阻害要因となっている課題解決を図るための支援を行うとともに、関係機関との連携を図るなど各種支援を行う。
- ② 相談支援員が支援対象者に対して支援を行うに当たっては、支援対象者との信頼関係を構築した上で、支援対象者との認識や目標の共有を図りつつ、支援対象者の状況や変化に応じて、制度横断的かつ継続的に支援を行うこと。
- ③ 各種支援制度の利用についての関係機関との連絡調整に当たっては、必要に応じて相談支援員が支援対象者とともに当該機関へ出向いて利用に必要な手続きに関する援助を行うこと。また、当該制度の利用の可否等の結果について確認し、必要に応じて他の支援制度の利用の検討も含めた相談支援を行うこと。

(2) 支援プランと支援台帳の整備

- ① 各支援対象者に対する支援の実施に当たっては、支援開始時に、相談支援員が支援対象者の意思を十分に勘案した上で、支援対象者ごとに、課題、長期目標、各段階における達成目標、活動及び支援内容について、支援プランを策定するものとする。
- ② 支援プラン（案）は、前記 1(2)のとおり開かれる支援調整会議において、その内容について承認を得るとともに、関係機関の役割についての調整を行うものとする。支援の終結は、終結後の生活に支障を来すことの無いよう十分に配慮し、支援調整会議の承認後に行うこと。

- ③ 支援プランは概ね 3 か月ごとに見直しを行うこと。支援プランに基づき実施された支援の内容や支援対象者の変化、目標の達成度合について、支援期間中の段階ごとに評価を行うこと。
- ④ 相談支援員は、支援対象者ごとに支援台帳を作成し、支援対象者の状況、相談・支援の内容、支援による支援対象者の状況の変化等について記録するものとする。